

会議録
平成28年第2回更別村議会定例会
第2日（平成28年6月16日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件
第 3 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の件
第 4 意見書案第4号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件
第 5 意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件
第 6 村政に関する一般質問
第 7 議員の派遣の件
第 8 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	織田忠司
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	金曾隆雄
総務課長	吉本正美	総務課参事	山内昭男
企画政策課長	高橋祐二	産業課長	本内秀明
住民生活課長	宮永博和	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課	新関保
診療所事務長	佐藤敬貴	教育次長	川上祐明

学 校 給 食 渡 辺 伸 一
センター所長

農 業 委 員 会 長 小 林 浩 二
事 務 局 長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 末 田 晃 啓
書 記 小 野 山 果 菜

書 記 酒 井 智 寛

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、安村さん、2 番、太田さんを指名いたします。

◎日程第 2 意見書案第 2 号

- 議長 長 日程第 2、意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7 番、本多さん。

- 7 番本多議員 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定、実行など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を 2 大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。本来必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割であります。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、平成 29 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すよう政府に求めるため、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

- 議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第3 意見書案第3号

○議 長 日程第3、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7%に対し3.5%と大きく下回り、加盟国中、最下位となっております。その一方で、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあります。また、厚労省から発表された平成24年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭に至っては54.6%と2人に1人以上となっています。

このような状況の中、子どもたちの貧困と格差は一層拡大し、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっています。

教育現場では、いまだに地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費を初め、校舎等の改修費がPTA会計より支出されている実態が多くあり、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じています。また、子どもたちの貧困と格差は一層拡大し、経済的な理由によって進学、就学を断念することにつながるなど、教育の機会均等に影響を及ぼしています。

また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。子

どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編制の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元などを実現するよう求めるため、村瀬議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしく申し上げ、提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 意見書案第4号

○議長 長 日程第4、意見書案第4号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案理由について申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層、ワーキングプアの解消のためのセーフティーネットの一つとして最も重要なものであります。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねないため、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げることなどを求めるため、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛同を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 意見書案第5号

○議長 長 日程第5、意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、上田さん。

○5番上田議員 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、平成19年以降、現在までに全道で24校が募集停止、21校が再編、統合による削減となることが決定しています。

配置計画で再編、統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者が激減する状況にあります。さらに進学を機に地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化を加速させ、経済

や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっています。

北海道では、貧困と格差の固定化、拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で指針の策定から9年が経過しております。

広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことを求めるため、太田議員、高木議員、織田議員、村瀬議員の賛同を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 村政に関する一般質問

○議 長 日程第6、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 一般質問に入る前に、4月14日、熊本地震により熊本県、大分県に甚大な被災を受け、49名のとうとい命が犠牲となり、心よりご冥福申し上げます。また、1名の不明者や20名が被災関連で亡くなるなど、2カ月がたち、いまだ6,200人を超える方々が避難生活を余儀なくされ、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、地方創生総合戦略の産業振興と雇用の場の創出について一般質問させていただきます。初めに、私はなぜこ

こにいるかという、きょう一日を何げなく薄く平穏に送るのか、更別村を少しでも先に進めようと向かって過ごすのか、私の議員としての役割は後者であるという認識のもとに思いを理解していただきまして、質問させていただきます。

今年度の村政執行方針の冒頭に少子高齢化の進展と急激な人口減少による地方の存続が危機的状況に陥ると認識され、地方創生元年として人口減少の克服と地域の活力を生み出し、総合戦略に重点的に取り組むとしています。そして、住民参画は村づくりを進める必要な時期と考えていますと明言されています。昨年度の村政執行方針では、地方版総合戦略の策定に当たっては女性、若者、高齢者など住民の皆様の協力、参画が必要とされていますと明言されていたので、再三住民参画の質問をしましたが、時間のいとまがないとして1年が過ぎてしまいました。住民参画を職員の方が正しく理解していないのか、そもそも住民と一緒に進めるという考えがあるかが少し疑問でございます。村長は、総合戦略の見直しの部分、次期総合計画策定には住民参画としてワークショップとかKJ法など何らかの手法で進めると約束されましたので、しっかりやっていただきたい。村長が一人奔走しても組織としてはうまく動きません。村長のトップダウン、あるいは大いに議論をして、副村長を頭にして課長以下万全な組織できっちりやっていただきたい。このたびの熱中小学校事業においても住民参画、組織のあり方についてはいささか疑問となるところでございます。まずは確認していただきまして、質問させていただきます。

地方の存続が危機的状況に陥っていることは、まさに更別村の人口減少が重要な問題で、これを解決しなくては先に進みません。では、その際対策は産業振興であり、そこに結びつく雇用の場であります。私は仕事をする場所があるかないかが問題の本質と思ってございます。そこで、今年度の関連する予算は約2,000万円計上しています。項目はあっても予算づけされていないなど、そのうちの半分1,000万円が助成金となっています。これで本当にこの5年間で新規開業の2つの事業や20名の就業者が創出されるのでしょうか。具体的な計画があってもそれが人口増に結びつくことはなかなか容易ではないという問題において、総合戦略でお示しの項目や内容だけでは当然進むはずはないというふうに私は認識をしてございます。ただ、今定例会において地方版総合戦略としてマルハニチロと更別農業高校の特産品工業開発や地方創生推進として旧開発庁舎整備、熱中小学校事業に向けた予算が補正されました。少しは前に進むかと思うところでございますが、どうか建設的な予算であることを願うものでございます。

村では、今全力を挙げて具体的な戦略に取り組んでいることと思いますが、あえて質問するのは、結果が全てと問うまでもございませんが、責任の所在を明らかにする上でも計画の達成するためのプロセスが重要で、説明責任を果たしていかなければなりません。その前段として問うものでございます。まだ5年あると考えるのか、もう5年しかないと考えるのか、そのあたりの認識も含めて、年度早々ですが、予算の算出の根拠に基づいた今後のスケジュールをお見せしていただいて、地方創生元年がつかずかないためにも確認したいと思います。

地方創生のお金で森永講師を招き、「アート」が生み出す地方創生」と講演されました。その中で魅力のない男性は、いろいろとアイデアをアタックをしなければヒットしない。そして、ほかと共同しない。職場を明るくする。思いついたらすぐやる。そんなようなことを言いながら、締めくくりとしてはその商品の良否はマーケットが決めるとしていました。これは、幾らアイデアがあっても、形にしてもどんどん市場に出していかなければその結果は生まれないというようなことだと思っております。村長は、この講演の中からこのたびの熱中小学校事業の人材育成にも着目されたと思いますけれども、どうか5年の間できっちりやっていただきたい。私も一議員として大いに期待するものでございます。

そこで、更別村で暮らす住民が必要とされる商品やお店など、更別が人づくり、食づくり、物づくりの村としたまちづくりの基本を誰にもわかりやすくする。これには2つの意味がございます。1つには、今住んでいる私たちが更別村に暮らしていて、ほかのまちに出かけなくても買い物ができるといった環境をつくること、もう一つには、まさに不足している仕事の場所をつくるということです。これは、現にある商工の後継者の問題も含んでいるというふうに捉えていただきたいと思います。待ちの姿勢から攻めの姿勢として、更別村で仕事をする場所を提供するといった戦略、その事業主を全国公募する、そんなような思いから、以下地方創生総合戦略3点について質問します。

1点目、施策1の産業、雇用の場の創出、施策2の多様な就労環境の創出の9項目のうち4項目の予算化とすることしの目標、そして5年に係るサクセスストーリーとしてのスケジュールをお示しいただき、まずは村民が村に暮らす、必要とされる商品やお店などは何が必要なのか、それが幾つあるのか、そして更別村で経営可能な事業の創出に結びつくとした、そんなような調査をしてみてもいいのでしょうか。

2点目です。更別村のブランド化の制定を行う。6次産業化、特産品開発商品の推進とありますが、村の立つ位置として新たな商品開発とその商品をどのように発展させるのか、その戦略と展望はあるのでしょうか。今更別農業高校は、帯広信金の地元高校による未来づくり応援プロジェクトを創設し、平成23年から参加し、商品開発をしています。幾つ開発され、その商品に行政がどのようにかわり、どのような仕掛けがなされているか。

3点目でございます。情報発信の一新を図る。何よりも更別村を知っていただくための村の特徴、観光資源となるキーワードから更別村のホームページをヒットさせるように一新し、いろいろなキーワードをアイデアを募りながら工夫をしていく。ほかには、東京、関西、それぞれのアンテナショップを開設してはどうでしょうか。また、インターネット上でラジオ番組のような定時的なサイトをこちらから発信するなど、いずれにしても更別村でこんな仕事をしませんかといったような全国公募でやる気のある人や事業主にも呼びかける。こんなすてきな村に遊びに来ませんか、住んでみませんかなど、更別村のホームページを一新し、更別村のヒットするあらゆるキーワードの掘り起こしを行ってはどうでしょうか。雇用の創出は、本来起業家や民間活力によるべきと私も考えてございます。したがって、行政は安心、安全のための基盤整備やいろんな事業を推進することの支援や助

成をする。今の行政のあり方には、決して間違いはないのですが、これでは何ひとつ変わりなく、更別村が前に向かって進みません。総合戦略具体的施策の35の事業が既に提案してございます。これらを含めてワークショップでもKJ法でも何でもいいですから、起業家や若者、女性のアイデアを取り入れ、一緒になって考え、議論しなければ前に進みません。こういった仕組みは、行政が仕掛けなければできません。その初めに更別村で暮らす村民の暮らし、市場の現状や後継者のないお店など経済状況を把握することが経済活動の基本となる調査で、それをベースにして新たな商品や産業を生み出す第一歩と考えてございます。この際、総合計画の住民アンケートは思い切ってやめて直接住民と意見交換したほうが実利であり、その予算を利用してでもこれらの調査に充ててはいかがでしょうか。

通告後に熱中小学校の法人化の話が出ましたけれども、月2回の教室で3名の体制の職員では少し手持ち無沙汰なような気もするところでございます。この法人に調査を委託するのも一つの選択肢と考えてございます。人口減少対策は、働ける仕事の場所づくりがキーポイント、待ちの姿勢から攻めの姿勢とした総合戦略としてはどうかと考えます。自然も地域も不易流行であると私は考えてございます。5年間の1年目のやるべきことを明らかにして、先手、先手で一步も後へ引かない覚悟で進めてはいかがでしょうか。西山村長のお考えをお尋ねします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員の地方創生元年とする初めは、人口減少対策を優先し、先手を打つべきではないかのご質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず、冒頭ありましたように、執行方針でも申し上げましたけれども、今年度は地方創生元年というふうに私も考えておりますし、アクセル全開で出発をしたいというふうなことを申しました。また、課題が山積する中、少しも現状に甘んずることなく、一つ一つ手だてを打っていかなければならないということで、これは喫緊かつスピード感を上げた施策が望まれるということでお話をさせていただきました。その辺の認識については変わりありません。また、この施策の執行に当たっては住民参画ということで、さまざまな形で先ほどもご指摘ありましたけれども、住民の声をじかに聞いて、そういうような形でこういう施策を進めていくということについても明言したとおりでございます。ただ、方法についてはいろいろと検討させていただきたいなというふうに思います。

それでは、議員の質問について1つずつお答えをしていきたいというふうに考えております。人口減少の問題でございます。少子高齢化、非常に大きな問題でありまして、2008年から始まった人口減少ですけれども、日本全体を通して今後加速的に進むということが見込まれております。出生率を向上させることにより人口減少に歯どめをかける、あるいは将来の人口構造そのものを変えていくという積極的な戦略と、また一方では人口減少は避けられない状況にあるというふうに思うことから、その中でどういうふうな村の執行システム、あるいは村政のシステムをつくっていくかということを調整戦略ということがありまして、積極的な戦略と中で調整をするという戦略とこの2つの対応を同時並行的に

進めていくことが重要ではないかということを認識しております。東京一極集中ということでもあります。地方創生をこれを解消するということで、人口減少の歯どめ、それと都市集中型のそういったような日本の機構にも対応して、まさに地方から元気になり、活力があり、そして地方からそういう雇用の創出や人口減少に対応する、あるいは福祉、子育て支援に対する施策をしていくということで地方創生が始まっております。地方での雇用の創出、人口の流入、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、まさに時代に合った地域をつくる、地域間の連携をすることで地域の活性化とその好循環の維持、実現を創生は目指しております。そのことによって、当村におきましても昨年非常に期間のない中ではありましたが、10月に更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。4つの基本目標、ご案内のとおり定め、成果指標、そして目標数値を設定して、人口減少問題等について戦略の事業の取り組みを今まで進めてまいったところであります。

1つ目の質問につきましては、平成28年度においては総合戦略関係予算ですけれども、これは7,778万3,000円を当初予算に盛り込んでおります。基本目標1の産業振興と雇用の場の創出によりにぎわいと元気をつくりますの部分では、業績評価指標にある特産品の開発件数、新規開業件数、新規雇用数を数値目標を掲げながら、これに向けた実績の積み上げを1つずつ目指していきたいというふうに考えております。基本目標2の笑顔があふれる新たな人の流れをつくりますの部分では、住宅建設申請件数あるいはリフォームの支援件数などの数値目標達成ということで取り組んでおります。特に住宅件数に関しては、現在のところ今年度に入って8件、リフォーム申請については13件ということで、当初予定していましたリフォームの部分については担当部署に聞きましたところ、あと1件が可能であるというような形でできております。今後リフォームの申請件数が多くなった場合について、この対応についても考えていかなければならないのかなということを考えております。基本目標3の若い世代の希望をかなえ安心できる子育て環境をつくりますということについては、子育て環境の整備、幼稚園、保育園の保育料の軽減、あるいは高校生までの医療費の無償化とか、婚姻件数あるいは不妊治療の件数も具体的に出しながら、その数値目標に向けた取り組みと支援策を進めているところでございます。基本目標4では、豊かな暮らしを営む地域をつくりますですけれども、空き地・空き家バンクの利用、宅地分譲の整備、これについては緑町あるいは空き家バンクのホームページの掲載、あるいは相談ということで、これを利活用、数値目標に掲げたとおり達成に向けて取り組みを行ってきたいというふうに考えております。平成31年度に各基本目標ごとに掲げる数値目標を達成するという一方で、達成したいということではなくて必ず達成するという決意のもと、取り組みを進めていくものであります。

また、議員のおっしゃる村民が暮らす上で必要な商品、店、経営可能な事業創出の調査については、村内で消費等をするもので、その取り扱い、製造などが村内で企業を営んでいくことが可能な業種を調査により抽出し、これらの経営を担う者の掘り起こしを行い、起業に結びつけることが本当におっしゃるとおり大切だというふうに考えております。今

村のほうでは経済センサスということで、業者の方にいろいろな調査をしておりますけれども、またその結果も踏まえて、あるいは担い手の部分とかご指摘あった部分、商店街の活性化というか、そういう商業の活性化、あるいは後継者問題等含めてきちんと調べて調査し、手を打たなければならないというふうに考えております。また、村で消費されるものということで、本当に村内での需要も期待できるものもあります。ただ単に調査を行うのではなくて商工会などと連携して、その部分について必要性については認識しておりますけれども、具体的には今後について検討していきたいというふうに考えておりますし、先ほど熱中小学校のほうで法人の設立というような関係ありましたけれども、そういう部分にも委ねてもいいのではないかなというふうな話もありましたけれども、これについては検討させていただきたいというふうに思います。

2点目の更別のブランド化についてですけれども、これについても6次産業化、特産品開発商品の推進では、既存の支援制度のふるさと創生基金事業にも製造、開発支援を引き続き行っていきたいというふうに考えております。現にチャレンジの事業の中でも実際にそういう試作品が今生まれてきている段階でもありますし、いろいろなところで黒毛和牛を使ってシチューとか、そういうようなものの試供品ということも伺っております。そういうことを支援を行っていくと同時に、先ほどお話もありましたようにマルハニチロがこれが8月1日に移譲するわけですが、そちらのほうの地元の更別農業高校と地元の工場ということで、これについても年度初めから既に交流あるいはいろんな部分を通じて連携しております。特産品を最低でも3つ開発をして、そしてそれを市場に売り出すということで、工場長、後には取締役社長になりますけれども、そういうような形で連携もできております。8月には正式な、村、農業高校、それとマルハニチロさんというふうになっていますけれども、新しく新規参入される会社と協定を結びまして、事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、地場製品の加工並びに更別発信の商品の増加にもいろんな形でつなげていきたいというふうに考えております。

3点目の情報発信の一新を図るということについては、ホームページの更新を本年度予定しております。よりわかりやすい村の情報発信により、更別村の知名度の増加に努めていかなければならないというふうにも思っていますし、昨年から何回も、今回も上田議員の質問にお答えしますが、ふるさと納税、なかなか前向きにというのですか、取り組みを進めるということで私は答弁しておりますけれども、具体的にホームページの内容あるいは商品、あるいはその考え方等々についてきちっと整理をして、それら本当に進むような形で答弁をしているわけですが、その部分について若干お困っているということは否めないというふうに私自身としては認識しておりますので、早急にスピード感を持って対応していきたいと。ふるさと納税のポータルサイトへの登録も検討をしつつ、ふるさと納税の件数増加と村のPRに努めていきたいというふうに考えております。

また、事業主の公募等につきましても、先ほど1点目の調査と関連すると考えますが、そういうようなお話もなきにしもあらずということでもありますけれども、対応が必

要な場合については検討を進めていきたいというふうに思いますし、本当に村において起業していただけるということでは大歓迎でございますので、支援を考えていきたいというふうに考えています。

議員がおっしゃられるとおり、人口減少の解決はもう本当に雇用の場の創設であります。これなくしては、本当に人口減少を解決するということでは言えません。ですから、起業、雇用の創出にやはり民間活力も導入しながら、これを積極的に進めていくという対応策を、解決策の取り組みの必要を考えているところでございます。今後も起業、創業を目指す人材の育成確保に向けた取り組みも熱中小学校も進みますけれども、雇用の場の創出に向けた取り組みをこれを本当に具体的にかつ積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、議員お話がありました住民アンケートなのですけれども、これを停止してというようにこともあったのですけれども、私自身は第6期の総合計画を立てなければいけないということと第5期のまとめもありますけれども、夢大地等々、あるいはいろんな形での住民の参画の形もとっていかなければいけませんけれども、アンケート自体は必要だというふうに考えております。その中でやはり今後10年間の総合計画を立てる場合について、住民意識の部分とか、日々経済状況とかいろんな社会状況が変化する中で的確に捉えていかなければならないというふうに思いますし、何よりもその分析というのですか、どういうふうなところが大事なのか、課題は何なのか、そして解決しなければならない部分についてどういうふうに捉えていかなければならないのかということ捉えることが非常に重要なことと考えておりますので、アンケートには住民意向の把握は必要であるというふうに考えております。ということで、参画部分等々については本当に必要な部分について検討していきたいというふうに考えております。

また、森永氏が来られまして、独自の特産品の差別化、あるいはいろんな部分を言われております。私も非常にそのとおりだというふうに考えていますし、単に特産品に特化するということではなくて、森永氏の場合はあそこに行くまで、著書の中でも明らかにしていますけれども、日本の経済構造とか、いろんなこれまでの経済、産業等のあり方について鋭く指摘をしております。その中においていろんな国の動向とか、さまざまな部分はあるわけですが、地方がいかに生き残っていくのかという部分について、地方が住民の英知あるいは行政が主体となって、そこを一体となってどういうふうな戦略を立てていくのかということ非常に重要な部分として著作の中で述べられていました。その部分を私もきっちり受けとめながら、森永氏が言われたとおりその部分であえてかついろんなほかのところとの差別化あるいは更別村が持つすぐれた環境とか、そういうような状況、経済状況や農業状況を見ながら、そのように取り組んでいきたい。創生に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 いろいろ多岐にわたって、総合戦略全般にわたっての説明がございましたけれども、私は1と2が最も重要と考えているものですから、まずはこれに特化して質問したところでございます。

重要業績評価指標のKPIですか、こういう数値というものを立てた背景の中で何をもって5とか、就業に20とするかという私の趣旨でございます。というのは、結局支援とか助成ということについてはわかります。それは、従来の行政のやり方ですから決して間違っておりません。当然これは必要だと考えます。もっと一歩踏み出せないかなという趣旨のもとで、独自の調査を行って、更別村の市場というものをまずきちっと知ると。必要不可欠な産業がもしかしたらあり得るかもしれない。ここで6次産業でも何でもいいです。そういった加工をすることによって、仕事の方が生まれる可能性があるのではないかと。いうことをまず行政が本来やるべきかどうかは一抹の疑問もございますけれども、こういう時代ですので、そういったところを踏み込んでいかなものかという質問でございます。

ましてアンケートについてでございますが、これは総合計画のアンケートは確かにそのとおりなのですが、実は少し前に似たようなことをやって、総合戦略と総合計画は確かに違います。目的も違います。かなり重複していると私は思っています。ここからどれだけ分析できて、何に向かうのかということはよほどきちとした目標がないとできないということをまずご承知していただきたい。やはりアンケートというのは、こちら側、行政側や村がどうなりたいかということのある程度目標を立てた中でのアンケートというのになると思います。ここが明確でないと、どんなアンケートをやってもいつも同じような答えしか出てきません。従前ずっと見ていますけれども、大体アンケートの中身はさほど変わっていないのではないかと僕は思っています。特に更別村は、いろんな意味で優位性が高い。いいまちだと私も思っていますから、何やるかかにやるかといっても大体皆さんわかっているのではないかと。いうぐらい同じような答えが出てくると私は思っています。そこで、思い切って、やはり総合戦略もありました。地元でできるものはできるだけ地元で活用し、村内で経済が循環するような取り組みを実現するように努めますと。結果努めると考えて言っているのですから、ここはそういう具体的にもっと踏み込んだ調査を行って、やはり仕事を誰するかちょっとわかりません。ただ、わからないけれども、こういう仕事は更別村で成り立つというものをやはり僕はもうちょっと突発的かもしれませんが、そのぐらいの調査をしてもいいのではないかと。思っていますけれども、再度お伺いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 1つは、先ほど言った具体的な施策の部分として、KPIというか、業績評価指標というふうなことをいろいろ掲げています。例えば新規事業件数では開業件数が5年間で2事業所、特産品の開発では5年間で5件とかというふうに、そういったような根拠、あるいは新規雇用数が5年間で10人、障害者就労施設が5年間で1事業所ということですが、これはもうKPIですから、目標については一つ一つきちんとやっていか

なければならないと思うのですけれども、それについては具体的な根拠としては、この村を継続維持していくために、やっぱりそれなりにこれだけの数字が必要ということで我々考えております。ですから、例えば1,000人、2,000人の人口増加ということではなくて、今の経済状況とか、いろんな住民生活のいわゆる行政サービス、その部分も含めて一定程度の雇用とか、そういうものが必要であると。それについては、やっぱり今掲げている数字が必要ではないかというようなことを考えております。

例えば新規事業件数では、平成27年では政策案件とかいろんな関係で2事業所が開業しているわけです。これは5年間で2事業所ということを行っていますけれども、もう既に2事業者出ていますけれども、私はもうそれでは済まないというふうに考えていますし、これからもどんどん、どんどんこの事業所の部分についてはしていかなければなりません。特産品の開発ですけれども、5年間で5件ということでもありますけれども、今のところスモモのドレッシングとか、タマネギのドレッシングとか、それとかいろんな形で今出ています。ということで、既に何件か出ていますけれども、これもどんどん、どんどん開発をしていかなければならないというふうに思っています。新規雇用件数も昨年は、5年間で10人ということはありませんけれども、2件で約9名の新規就労という形でしています。という形で数字は来ていますし、出ていますけれども、毎年それをきちんと前もお話ししましたけれども、それについての評価をしてかなければなりませんし、そこに甘んずることなく、次の目標達成に向けてどういうふうに考えていくのかということでもしなければいけないというふうに考えています。本当に雇用もふやすについても、新規事業あるいは企業をふやすにしても、本当に可能性とか思惑というか、思いだけでは全く無理な話でありまして、この後いろんな高木議員からの質問もありますけれども、では具体的にどういうふうに商工業者に支援をしていくのか、どの部分が足りないのか、村内で経済循環をきちんと回していくためには出ていくところの水道の蛇口をとめなければいけませんから、入ってくる部分と、そして出る部分、そしてそれが村内で賄えるのか、それが村外へ行ってしまうのか、仕方がない部分もあるのか、これも全部やっぱりきちんと経済センサスというか、そういうことをしなければ、そのことを森永氏も言っていたわけなのですけれども、きちんと捉えるということが必要ですよというようなことで、そういうのも含めて村としても行政主導でその辺の部分をきちんと調べて、そして対応していきたいですし、具体的に新規就労者についてどういう支援ができるのか、指導あるいは起業をする方についてどういうふうにしていくのかというようなことも必要ですし、その前にどういうふうに、こういうことをしたいのだけれども、これをするためにはどうしたらいいのかと。生産ラインに乗せる、あるいは販売、そういうようなルートに乗せるという、これも私は熱中小学校とか、いろんな部分人材活用、人脈を活用して、具体的に本当にその辺にもできればいいなど。あるいは、その中で例えば生産する部分をどこの部分が担っていくのか、それについては新しく起業しなければいけないという部分も含めてきちんと考えていかなければいけないというふうなことを思っています。村内のそういうような部分について、単にK P

Iの数字だけが動くのではなくて、その中で実質的に例えば雇用が出て、にぎわいがありますよ、企業が来ましたよ、雇用がふえましたよ、住民がふえましたよという、本当に目に見えて住民が豊かさが実感できるような、そういうような施策をどんどん、どんどん繰り広げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 さらに村長の熱中小学校の期待度が今ちょっと伝わってきたところです。それは、反面行政に限界があると感じているのかどうかちょっと疑問ですけども、そんなようなことも含めて、やはり少し今までの行政のあり方と変わってきているぞということが私もここにきて何となく感じるところでございます。

そこで、2つ目の質問にありました6次化だとか、そういったブランド化、これ更別農業高校さんで信金と提携して、何品目開発されて、それをどうしていますかという話の中で一つも触れていません。再度確認しますが、私もちょっと見させてもらって、6品目開発されて、4品目がちょっと動いているのか、動いていないか別にしてもあると。2品目は、何か商品が動いているみたいな感じの話がされていました。ただ、ここを事業として結びつける役目も行政としてはもうそこまできているのかなという思いも1番目の質問とリンクしているわけなのですけれども、せっかく開発したものをどう市場にするかということは、また行政がセールスマンやれというようなことにも聞こえます。でも、本当にそういう時代なのかと思っています。これを熱中小学校でやるのかどうかは別にしても、こんなことも含めてその商品とするものをブランド化というところが村のある機関を統合する。これは、ほかの議員がちょっと質問するのですけれども、あらゆる機関を統合しながら、そこを一本化した中でブランド化の制定だとか商品開発を担うということは、やはりやったらいいのかなと思っているのですけれども、ブランド化についてはいいか悪いかぐらいはすぐお答えできると思いますので、最後の質問になりますからあれなのですけれども、ホームページ等の一新の中、情報発信、まさにこれが非常に大事だと思っています。それで、情報発信のあり方の中にホームページを一新する。わかりやすいというのは、こんなもの当たり前ことです。そういうことではなくて、更別村のホームページはどこからでもヒットできるというような、要するに自然を見たときにすぐ更別村がずっと出てくるとか、技術的なことについては私もわかりませんので、そこは割愛させていただきますけれども、そういうあり方ですか、ヒットのさせ方ということをかなり工夫してほしいなと思っています。

それで、つながらない話かもしれませんが、要するに日本一だとか全国一だとかというような名称を使いながら、やはり更別の自然だとか、おいしいもののだとかというのをうそ偽りのないところで発信していくことは間違っていないと思いますので、ぜひホームページのあり方についてももっと大胆に一新していただきたいと思います。

そのほかの情報発信仕方の中で、ある人はホームページではなくてインターネットの中

でラジオ番組みたいなことで、定期的に一方的に発信するということになりますけれども、そんなようなこともやってみたらどうですかみたいな話も実はありました。これも特定されるかもしれませんが、いずれにしても、いろんな手法を持って更別村というものを発信する努力をしていただきたい。ちょっとブランド化と発信方法について再度お尋ねします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ブランド化と発信方法のところについてご質問ありましたので、お答えしたいと思います。

1 番目のブランド化ですけれども、最初に更別農業高校さんの信金さんといろんな連携で大手亡のジャムを使ったということで、この間信金さん見えられまして、いわゆるそれで信金さんの中での高校と連携した取り組みが大きく評価されて全国表彰をいただいたということで聞きました。信金さんもそういうような形で農業高校との連携については非常に評価をしていますし、これからやっていきたいというような話がありました。いろんな形で、昨年も文化祭に行ったときに、これだけではないです。すごくいろんな部分を開発しているのです。廊下にも提示してありましたし、私が行ったときにはもうちょっとおくれていっただけなのですけれども、全て商品が売り切れていました。ということで、加工分解とか、いろんな部分でやっていますし、ニチロさん、エア・ウォーターさんになりますけれども、その部分も一生懸命やっていますけれども、いかんせん学校教育の範疇の中なので、つくれはしますけれども、開発はできますけれども、それを販売したり、ルートに乗せたりというところは、市場に乗せたりということは一応制約があるということなわけでございます。議員さんからもご指摘ありましたけれども、岩見沢とか、安村議員さんでしたか、ほかの高校では学校の中に販売の小さなブースを持っているところもあるよというような話もあったのですけれども、非常にクリアしなければいけない壁もあります。そこで、村としてはやっぱり今回の取り組みもそうですけれども、その辺の部分で村が担って市場にアピールする、PRするとか、あるいは流通に乗せる、あるいは商品化をして実際にそれを販売するということを担っていくところはこれから必要だということをするべく強く認識しております。それが非常にブランド化にもつながるし、いろんな一般消費者の方からも、特に村の方からになりますけれども、夢大地もありましたけれども、村の人たちが食べようと思ったときに一体どこへ行けばいいのだと。買えないではないかと。ほかのところの人たちもそうなのです。ということで、その部分をしっかりとつくっていききたいですし、それは熱中小学校でのアンテナショップということになる部分もあるのかなと思いますけれども、ある程度その部分は検討して、工場長さんも生産ラインに乗せると。今年度中に市場に出すというふうに話をしていますので、その部分も村と協議をして、担って、ほかのいろいろと開発していらっしゃる、この間もドレッシング試食ありましたが、皆さん意欲的に開発しているところもあります。そんな部分も含めて、村として援助できること、あるいは市場にマーケティングとか、いろんな部分についてできることは関係機関と連携しながら、これはやっていきたい。やりますというふうに、進めて

いきたいというふうに思います。

あと、発信なのです。おっしゃるとおり、いろんな部分でやっぱり村に対しての、確かにテレビの放映とか、BSの放送とか、吉幾三さんの放送がまた全国放送とか、いろんな部分がありまして、かなり広まっています。更別がある程度ブランド化されていますし、ホルスタインの優勝、あるいは今回は今月の29日に小豆の部門で上更の石井さんが農林水産大臣賞を受賞されます、日本一ということでしょうけれども。その部分とか、いろんな意味で更別が大きく知名度が上がっております。これを生かさない手はないということで、何よりも最初にのぞいていただくホームページ、あるいはいろんな部分でやっぱり電波に乗せなければだめだというふうに私は思っていますので、熱中の中でも計画はしていますが、今CDをつくるのではなくて実際にネットに流す、そういうような村の宣伝、それも制作をしたいというふうに考えています。今年度中にそれについては取り組みを開始しますので、その部分でどんどん、どんどん宣伝をしていきたいと思ひますし、ラジオ等ありますけれども、今協力隊の 氏が毎週月曜日FM—JAGAで更別村のコーナーを持っています、更別のイベント並びにそういう特産品についての宣伝をやっています。広尾の村瀬町長は「日高晤郎ショー」に何回か出て宣伝をしていますけれども、私もそういう機会があればそういうような形で村の宣伝を進めてまいりたいというふうに思います。とりもなおさず発信が大事だということ、情報発信をしっかりしながらPRに努め、そしていろんな6次化、ブランド化も含めて、更別が本当に知名度が高く、そしてできるように、そういうような情報発信にこれからはしっかりと努めてまいりたいというふうに思っています。

最初のほうに村の行政にかかわってのお話がありましたけれども、私はもう村の職員とは同じベクトルで進んでおります。今いろんな課題を解決しなければいけないのは、やはり村民のために役場があるわけですから、その部分は住民の先頭に立って、私も含めて村職員一丸となってこの課題を本当に今勝負をかけていますから、そういうような形で目散になって同じ目標に向かって邁進しているということをご理解いただいて、私の答弁にさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これで終わらせていただきますけれども、更別村の自然環境、農村環境、医療環境、教育環境、全て優位性がある村だと思っております。農業生産者や農協に実は頼ることなく、ただ協力、一体として、お互いウイン・ウインの形でぜひとも雇用の場所を生み出していきたいと思ひます。

以上で終わります。

◎会議時間の延長

○議長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長をいたします。

この際、午後6時まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず、今回は2件ございまして、1点目であります。ふるさと納税に対する現在の村の取り組み状況と今後の対応についてであります。ご承知のように、ふるさと納税は地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するために、新構想として平成20年4月30日に地方税法の一部改正により公布されたもので、ことしで8年目を迎えているところであります。ふるさと納税につきましては、納税といっても自治体に対する寄附金なのかなというふうに私は理解しているところでありますが、この制度のメリットとしては、納税者が好きな自治体に寄附ができる、しかも複数の自治体を選ぶことができることがあります。それと、額に応じて税金の控除または還付ができる、使い道を納税者が決めることができるということがあります。もう一点としては、今最近話題になっておりますけれども、寄附することで各自治体からお礼がもらえると、こういったことが挙げられているところであります。また、デメリットとしては、この制度を利用する人は利用しない人よりも安い納税額で居住地の住民サービスが受けられると。これは、本来の受益者負担の原則から逸脱をしているのではないかと。また、制度本来の趣旨から逸脱した、先ほどもちょっと言いましたけれども、特産品目当ての寄附の動きが全国的に広がっていると、こういうことが挙げられているところであります。いずれにしても、ふるさと納税にはメリット、デメリットはあります。ですが、人口減少の歯どめ、それから財源不足の解消、国から補助金をいただくということになればある程度制約が多いというようなことからこの制度があるというふうに私は理解しておりますけれども、問題なのは安定的な財源ではないということでありまして。そういったことから、全国の各市町村が真剣に知恵を出して今日に至っているというふうに思っているところであります。

ちなみに、更別村における平成27年度のふるさと納税額は前年比で約8倍増の6,010万円と聞いております。件数でも9件増の22件あった。特に昨年は1件で5,000万の大口寄附があったということも伺っているところであります。先ほど言いましたけれども、ふるさと納税につきましては制度ができてことしで8年目を経過しているということでありまして。

そういったことから、私は本村も今以上に積極的に取り組むべきだというふうに思っているところでありまして、次の点について質問させていただきたいなと思います。

まず、1点目でありますけれども、ふるさと納税に対する本村の取り組み状況であります。いかようになっているか教えていただきたいと。

2点目であります。現在寄附金受け付け窓口が寄附金というようなことから総務課が担当しているということを伺っているわけであります。ですが、交流人口や移住、定住の促進を図るために特産品のPR、それから産業や医療、福祉、介護、教育や子育て支援など本村が行っているあらゆる事業を全国に知らしめることができる絶好のチャンスなのかなと私は思っております。そういったことから、今後どのように村は考えているのか、この2点について西山村長にお聞きしたいなと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員のふるさと納税に対する取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに、あるいは応援したい自治体に寄附した場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税や住民税から控除されるという制度でありまして、8年前、平成20年度税制改正により導入されました。昨年4月からは、税額控除の上限が2倍に拡大されています。確定申告を行うことが必要のない給与所得者にとっては、ふるさと納税にかかわる確定申告が不要となる特例制度、ワンストップ特例制度が創設されております。このように必要な手続きが簡素化され、年々寄附額はふえているような状況であります。また、寄附を受ける自治体におきましても、特産品を寄附者に対してお礼として送付するようになっておりますけれども、ふるさと納税の知名度が高まるにつれ、豪華なお礼品で寄附金獲得を争うようになっていくような気配もなきにしもあらずであります。それがまた寄附の魅力を高めるという相乗効果も発揮されていますが、本来のふるさと納税の理念に立った部分ではいかがなものかということを考えております。近年は、電化製品、宅地、あるいはインターネットオークションに出品するような金券など、そういうことが見られるようなことから、昨年2回にわたって総務省から換金性の高いプリペイドカードや商品券、高額寄附を促すような品物については自制をなささいということで指導がありました。

上田議員の1つ目の質問でございますけれども、ふるさと納税の取り組みにつきまして、国が示した構想をもとに寄附条例を制定をしまして、平成20年4月から実施をしております。本村への思いを持ち、共感する方々の寄附を財源として、その意思を具体化するための事業等に活用することによって、福祉の向上や次世代へ引き継ぐ地域資源の保全活用を図っております。多様な人々の参加による協働の精神を基本としたふるさとづくりを目的とするものでありまして、12の事業項目の中から寄附者に指定していただいて寄附をしていただいております。広報紙や村ホームページに掲載し、札幌さらべつ会総会のときなどPRをしているところでもあります。ことしはまた関西帯広会にもPRをさせていただき

ました。寄附は、あくまでも善意のものでありまして、その意思を尊重すべきと思うところであります。

返礼品でありますけれども、平成24年度から1万円以上の寄附者に対して贈呈をさせていただいております。特産品の種類はうどん、ビーフカレー詰め合わせ、1,500円程度のものであります。これが本村のただいまの取り組み状況であります。

2つ目の質問でございますけれども、現在ふるさと納税は寄附であります。議員ご指摘のとおり総務課が担当しております。本村がお礼品として提供可能な農畜産物、加工品、本村を訪れていただくために何があるかということですが、いろんなところでカントリーパークの宿泊券、お試し体験住宅の割引など、今現在前々回の議会でも答弁しましたように、前回もありましたけれども、プロジェクトチームということで結成をし、職員からどのようなところで返礼品等工夫したらいいかについてアイデアを募集して今策定中であります。そのアイデアをもとに今後それを提供していただける事業所あるいは個人あるいは商店街、商店の方がいるところを調整をしていきたいというふうに思いますし、またホームページのほか、ふるさと納税のポータルサイト運営会社もありますし、そこと提携をして双方から寄附の申し込みができるようにしたいとも考えているところであります。本村の特産品でどの程度のブランド力をつけられるかはわかりませんが、商品を買っていただくには情報発信、宣伝がとても有力な手段と考えております。本村が行っているこの事業の内容を全国にアピールする絶好のチャンスとして取り組むことはできないかというような質問でございますし、寄附者に対してお礼品に村が作成しています観光パンフレットなどを同封することも一つの方策と考え、工夫をし、そしてホームページも閲覧状況、たくさんの方に来ていただけるように知恵を絞っていきたいというふうに考えているところであります。スピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

ふるさと納税制度は、非常にいろんな意見も多いようですけれども、昨年も安村議員の質問にお答えさせていただきましたが、遠く離れたふるさと更別のために、また応援したいという気持ちを大切にするという理念を大事にしながら、このふるさと納税を積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 現在職員によるプロジェクトチームを立ち上げてふるさと納税については真剣に考えているというようなことで、今の答弁でよくわかったところであります。

先日道内のふるさと納税に関する町村の取り組みの内容についてテレビで放送がありました。そこで、私なりに感じたことをちょっと申し上げたいと思うのですが、中でも上士幌町の取り組みが非常に話題になっておりました。これは皆さんもご承知かもしれませんが、その中身が何か今後の更別村における村づくりのヒントになるのかなというようなことで、ちょっと申し上げたいなというふうに思います。上士幌町は、人口の減少がひ

どく激しかったということで、これは私どもも理解していたのですけれども、5,000人も割るのも時間の問題だったというようなことで、大変危機感を持っていたというようなことを言っておりました。そこで、人口増対策です。そこで、ふるさと納税に着目したのだというようなことを言っておりました。その際に、都会をターゲットに返礼品を拡充したというようなことであります。これがまず1点です。2点目が寄附金の使い道をまずはっきりさせたというようなことを言っておりました。ご承知かと思いますが、子育て、少子化対策に力を入れたというようなことで、スクールバスの購入だとか、認定こども園だとか、10年間の利用料を無料にしたりとか、いろいろあるわけなのですけれども、このことが寄附者に好感を持たれたというようなことで、一緒になってまちづくりを進めたというようなことを言っておりました。結果的には、昨年は新聞紙上に出ていますけれども、全国で15位、15億円の寄附金が集まったというようなことも言っております。現在毎年10名以上の移住者が来られているようであります。

私は、ふるさと納税に関しては返礼品の内容も確かに大事かというふうには思いますけれども、それ以上に寄附をする人にそのお金が何に使われて、寄附した人と一緒になってまちづくりなり村づくりを進めるべきだというふうに思っているわけなのです。それを更別に置きかえてやったらどうなのだ、やるべきでないのかというようなことを言いたいわけでありまして。先ほども申し上げましたけれども、本村は日本一の大型農業があります。幼稚園、保育所、保健、医療、福祉、本当に充実しているというふうに思っております。そしてまた、ことしの4月から村長の懸案でありました子育て応援課もできたわけでありまして。私は、更別村は全国にも自慢のできる村なのだというふうに自負しているところでありますけれども、こんなことを思っているのは私一人でしょうかということなのです。

そこで、村長にお聞きしますけれども、寄附された方の、先ほど村長言いましたように更別村はたしか12項目ありましたよね。12項目の中で、その12項目以外の要するに指定されなかった部分、全て少子化対策だとか移住、定住化対策に使えないだろうか。更別村において寄附された方については、全員ではありませんけれども、特に指定がない場合、そういったものについては全てそういったところに使っていきたいのだというような、私はそういうメッセージが必要だというふうに思っているところであります。これをちょっと上士幌に似てくるかもしれませんが、私もそこがやっぱり一番大事だなというふうに思っているのですけれども、それを全国に発信し、明確で魅力ある更別村の政策目標を掲げるのだというようなことで賛同者がふえていくのだろうというふうに思っているところであります。その点について再度村長にどのように考えるのか伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんからお話ありました。その点でふるさと納税ですけれども、私は基本的にはこの納税はやはりこれがつくられた理念について立ち返る必要があるというふうに思います。総務省がこのふるさと納税をつくったときに、アピールをするときにどのようにアピールしてあったか。地方で生まれ育ち、都会に出てきた方には誰でもふる

さとへ恩返しをしたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、そして支えてくれた、一人前にしてくれたふるさとへ、都会で暮らすようになり、仕事につき、納税し始めると住んでいる自治体に納税することになり、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みがありません。そこで、そのような思いのもと、自分が今まで一人前に成長させてくれた、そして支えてくれふるさとに何とか恩返しができないかという趣旨でこのふるさと納税は導入をされましたという文言があります。私は、本当はここがふるさと納税の一番の理念ではないかと思います。今返礼品がどうであるとか、都会をターゲットとかいろいろな部分ありますけれども、この更別で育っていった人たちが更別に思いを寄せたときに、何とか更別に貢献をしたいと思ってその浄財を寄附していただけたときに、その方法が今までではなかった。でも、ふるさと納税という形であるということです。この辺がとても大事なことだというふうに思います。先般いろんな形で寄附をされた方には、管外、内地、本州の方々には実際にお会いをしてきています。すごく思いが強いです。何時間もお話しされます。私が子どものときはこうだった、今はどうなっている。そして、地図をお見せしますと、その中で懐かしいな、ここで学校へ通うときに水たまりがあって遊んだのだと。このお金を使ってくださいと。それは村長に任す。村のためになることだったら何でもいいというふうに私は会ってお話を聞いてきました。本当にもう涙出るぐらいうれしいお話であると思います。理念はそこにあると思います。

ただ、一方では、今上田議員指摘のとおりいろんな部分で、これがふるさとの地方創生、地域づくり、環境、あるいはまちおこし、これに非常に大きな意義があるということは確かであります。現在地方交付税とか、いろんな補助金がだんだん、だんだん狭められてきております。そういった中において制限も、あるいは制約も強くなっていて、このためにこの交付金を使いなさい、このために何%だったら出しますよというふうなことがあります。村が、まちが、独自に考えて住民のためにこういうことをしたいという部分については、それは自主財源としてはなかなかとりづらいような状況にあります。そのような中においてこのふるさと納税は、言ってみれば少ないまちの自主財源の中で自由にその使途が使える大変魅力ある大きな税収ということになると思います。その点上士幌町さんは、都会と言っていますけれども、確かに都会には行っているのですけれども、ふるさと上士幌会とか、いろんな部分で何回も空港で町長さんにお会いをしました。頻繁に出かけています。そして、我が町を宣伝し、そしてそこにいらっしゃる十勝あるいはふるさと上士幌出身の方々に熱く、強く働きかけをし、時にはみずから先頭になって商品の宣伝をしたり、デパートに立ったり、いろんなことをします。私は、その努力がすばらしいと思いますし、その中でたくさん共感してくれる人たちがいて、そしてなおかつ子育て支援に使うであるとか、その使途を明確にして、その浄財がどのようにまちづくりについて行われているのかを、これを指し示していることが大変すばらしいことだと思いますし、そうしなければならぬというふうに考えています。

今プロジェクトチームをつくって、特産品等々については更別村でつくられたもの、加

工されたものを中心にしているいろんなものを考えております。また、今ご指摘があったというところに寄附をしたいのですかという項目はあるのですけれども、どうしても皆さん村長が裁量でというようなことになります。そうすると、協働のまちづくり、村づくりのほうに積み立てられるというか、そこに行くということになります。プロジェクトチームの中でも役場の中でもいろいろと話は再三にわたりしていますけれども、その部分を何とかできないかと。もうちょっと使途を明確にする、あるいは子育てとか、いろんな部分で、あるいは農業振興、商工振興ということで、ここにお金を積み立てますよというような明確なそういうようなものをつくってというような形で整理をしていくことが必要ではないかというふうなことを考えていますし、今その部分について着手をしているところであります。その部分今考えまして、この部分については私自身はスピード感を持ってやらなければいけないのに非常におくれている部分であるというふうにすごく感じていますし、このふるさと納税に対する質問は再三にわたり私皆様方からご指摘を受けております。速やかに着手して、いろんな今ご指摘の点のあった部分も含めて改善をし、そして工夫をしながら取り組んでまいりたいと思っていますし、総務課ということもありますけれども、今ポータルサイトとか、あるいは法人の立ち上げとか、あるいはここの業務を担う部分を民間に委託とか、いろんな部分も考えておる最中でございます。いろんな知恵を絞りながらこの部分を積極的に、なおかつスピード感を持って対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 この件に関して最後の質問になるわけなのですが、最後に昨年度制度化されて、ことし4月からスタートした企業版ふるさと納税について若干質問したいと思います。

地方自治体から企業に返礼は禁止されていることはご存じかと思います。ということになると、この企業版ふるさと納税については政策を優先させて、企業にとっても地域をつくっていくというふうにあります。まさにこれがふるさと納税の本来の姿かなと私は思いますし、それだけに更別村の政策や独自性が試されているのだというふうに理解しているところであります。そこで、村長にお聞きしますが、企業版ふるさと納税は応援したい自治体を選んで自由に寄附できる個人のふるさと納税とは異なって、あくまでも少子化対策だとか、移住、定住促進の事業を盛り込んだ地域再生計画というのがあるわけなのですけれども、これを立てて、市町村が国の認可を受けて初めてこの企業版ふるさと納税の対象になるというふうに理解しているところであります。そうすると、要するに国の認可を受けるということになれば、新聞にも出ていましたけれども、第1回目の国の認可は8月に行われるというふうなことで、更別のことはちょっとわかりませんが、やっているのかもしれませんが、もしやっていなかったら大至急地域再生計画を立てて、そしてやっていただきたいなど。今後この企業版ふるさと納税について、今までの説明で

よろしいのですけれども、もう少し一歩進んだ、返礼品だとか、そういうことではなくて、要するに企業と一緒に村づくりをしていけるというような相当なメリットがあるというふうに考えておるものですから、その点村長どのように考えて、今の地域再生計画も含めてどのような計画でいるのかどうか、再度これをお聞きして、私の最後の質問とさせていただきますと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 2点あると思います。1つは、企業版ふるさと納税についてどのようにというふうなことでありますけれども、基本的には企業が地方自治体に寄附した場合、これは特定寄附金という扱いになります。特定寄附金の場合、通常の寄附と違って寄附金が全額算入されます。税金としての対策としては、非常に効率的であります。効果的であります。ただ、個人がふるさと納税をしたときと異なって、寄附金の大半が還付、減額されることはありません。ということで、1つは企業が地域活性化を応援することは、非常に私は賛成であります。望ましいですし、またそういう制度のもと、過疎化の自治体でも民間資金を取り込みやすくなるということで、この辺については資金繰りとか資金導入という点では非常に効果があると思いますし、そうなれば自治体を選べるわけですから、逆に自治体の政策能力が問われるということになります。いかにして魅力のある政策、それは村民のものになっていなければいけませんけれども、そういうものは試されるということになると思います。

その中で再生計画というものが必要になるわけですが、これについては熱中小学校のときにそういうプロジェクトの計画と同時に地域再生計画を提出しなければなりません。その部分については、既に今般もう作成して提出を、またお示しをすればいいわけですが、そのような形で作成をしておりますし、熱中小学校にかかわる自治体の全てが自分のプロジェクトとともに地元の地域再生計画も同時に提出ということが義務づけられておりまして、今これを内閣府に送っているところでございます。そういうことでそれは必要でありますし、本村としても計画を立てているというところであります。

ただ、企業自体がこういうことではないと思うのですけれども、いろんな不透明な形で企業を手放して歓迎するという可能性もなきにしもあらずということで、個人の返礼品の高額化というのと相まって、企業が地方に来るのにそういうことはあってはならないことではありますけれども、何らかの参入目的ということで、企業と自治体の関係をゆがめるような寄附の仕方をされると、これは非常に問題になるということにもなりますし、その部分が一般世論というか、これが参入されるときに懸念された部分であります。そういうものをしっかりと払拭し、この村にとって本当に政策を理解していただいて、そして民間活力の導入ということで、なおかつ財源の導入ということになれば、私はこれは積極的に進めるべきだというふうに思っておりますし、その辺については実際にそういうものがあつた場合について慎重に検討しつつ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、続いてもう一件の件に関して質問させていただきたいと思います。

本村における今後の人口対策についてであります。昨年の10月に行われた国勢調査で、本村の人口は5年前の調査と比較して200人余り減少したわけで、3,188人ということになっております。これは、率にして6%の減少であります。これを単純に4年後の国勢調査に置きかえますと、多分3,000人を割るのも確実視されるのではないかと、そういう危機感から今回質問させていただくわけであります。日本の人口が減少する中で、3,000人を割るのを仕方ないというふうに捉えるのか、それとも危機的な状況として捉えるのかによって、村の政策は大きく変わると私は思っているところであります。更別の人口は、ご承知かと思いますがけれども、昭和30年代の6,000人をピークにして減少の一途をたどってきたわけであります。昭和50年に4,000人を割ってから今日まで3,000人の大台ずっと維持してきた、こういう状況であります。こうした人口減少の中で、国勢調査の結果で特筆されること、これは平成17年に35人、それから平成22年に65人です。この2回の調査で合わせて100人。ちょうど100人になるわけなのですからけれども、100人の人口がふえたということでもあります。ご承知のように、当時は平成の大合併が号令のように吹き荒れた時代でもありました。その中で本村は自立を決断したというようなときでありました。地方分権に危機感を持って対応した時期であって、ちょっと中身羅列しますけれども、診療所を中心とした福祉の里構想だとか、社会福祉法人による老人福祉施設の建設、それから保育所、幼稚園の新築など保健、医療、福祉、介護の充実、それから緑町団地だとか、コムニ団地の造成、こういったことを初め、定住化促進住宅の提供、あるいは民間による賃貸住宅の建設など多くの事業を官民挙げて取り組んだ、そういう時期でもあったわけでありまして、その結果、転出者を極力抑えて、そしてまた移住者がふえていったのだということが大きな要因につながっていったのだろうと私は思っているところであります。先ほども申し上げましたけれども、昨年の国勢調査で更別村は5年間で205人減少したところであります。人口自体が減少する中で、仕方ないというふうな考え方もあろうかと思えます。でも、厳しい中であっても過疎地域であっても、実際に人口がふえている市町村もあるわけであります。やり方だとか政策次第でまだまだ可能性を持っている。情勢を見きわめながら何事にも挑戦するといったようなチャレンジ精神、これが必要かというふうには私は思っているところであります。私は、ずっと以前から人口が全てだとは思っておりません。ですが、やはり人口の推移というものはその町村の活気のパロメーターだというふうには私は思っているところでありまして、やはり全てではないけれども、一番重要なことだというふうに理解しているところであります。そこで、私は今回の提案ですけれども、団地造成だとか、それから定住化促進住宅などを建設することにより、村外からの移住、定住者を積極的にやっぱり呼び込まなければならないのだろうというふうに思っているところでありまして、次の点について質問させていただきたいと思えます。

まず、1点目であります。今年度計画している緑町の5区画以外に今後大規模な団地造成の考えはないか。これはあくまでも考えていることは、いろんな場面を全国に発信するため、要するにその場を与える必要性があるというようなことから、そういったような計画がないだろうか。

2点目であります。平成13年に更別村定住化促進住宅管理条例を策定しているところでありまして、当時空き家だった5戸の住宅を改修したところでありまして。これは、全て公有財産でありましたけれども、それを改修をして移住、定住化対策を推進しておりました。しかし、現在はお試し住宅を含めてわずか2戸になっているところでありまして。私は、新たな発想でやはり定住化促進住宅の建設を進めていただきたいというようなことで、これができないだろうか、これが2点目であります。

3点目であります。旧更南小学校と、それから中学校のグラウンドの跡地の利用についてであります。地域の人口増対策として、定住化促進住宅の建設だとか団地の造成等は考えられないのだろうかというようなことであります。

4点目であります。協和区の高台に日高山脈を一望できる、これは皆さんそう思うかどうか分かりませんが、私はそう思っておりますから言わせていただきますけれども、絶景ともいえるべき村有地、山林ですけれども、これが約12ヘクタールあります。この土地を民間との協働による宅地開発で移住、定住の促進を図ることができないだろうかというようなことで、この4点について村長にお伺いしたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 上田議員の本村における今後の人口対策についての質問にお答えをいたします。

昨年度国勢調査の人口速報値では、前回調査時に比較して250人の人口減少が見られました。予想以上の減少に改めて危機感を感じておりますし、この部分についてはご指摘のとおりゆゆしき大変な事態であるというふうなことで、大きな村づくりの課題と。人口減少を抱える中での課題でもありますし、この危機感については大変な危機感を持っているというふうに認識をしていただきたいというふうに思います。また、住民基本台帳におきましては、平成23年6月末で3,406人でありましたけれども、人口、今平成28年5月末現在3,261人となっております。この間でも5年間で145人の減少となっているところであります。増田レポートにおきましては消滅自治体には入っていないわけですが、国勢調査の大幅な結果200人以上の減少ということ、それと緩やかではありますけれども、まだ減少状況が続いているという状況は、これは本当にきちんと真正面から受けとめなければならないということであると思います。議員のおっしゃるとおり、人口の増減そのものはその地域の活気を示すものであることで間違いありません。そのため、しっかりとその対応について考えなければいけませんし、人口減少対策のための昨年度策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、あるいは今現在進行中であります総合計画に沿って本村の喫緊の課題として、そこで作成されました部分についてしっかりと取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。

そこで、議員からの1点目の質問でございますけれども、大規模な団地造成についての考え方ですけれども、近年更別村におきましては緑町団地、すずらん団地、新緑町団地、コムニ団地ということで、市街地において団地分譲を行ってきているところであります。これにより議員が言われるように人口増に大きく寄与したものと考えられますけれども、人口減少の中において大規模な分譲を行うリスクもあるということもあります。中心街の空洞化対策、活性化対策も考えると、今市街地に点在する村有地の有効活用を図ることが必要であるというふうに考えております。今後につきましては、空き地・空き家バンクの活用による中心市街地の空洞化対策とあわせて、今回分譲いたします更別幼稚園前宅地分譲5区画の販売状況をしっかりと見定め、過不足のないように随時小中規模の分譲を進めてまいりたいと現時点では考えています。ただ、状況によって大幅な分譲が必要になった場合については、それについては速やかに検討していきたいというふうに考えております。

2点目の定住化促進住宅ですけれども、2戸のうちの1戸は定住化促進住宅として、もう一つはお試し暮らし体験短期住宅として活用させていただいているところであります。定住化促進住宅については、村内にある空き家の有効活用を行い、更別村の定住の足がかりとなることを目的に設置されているものでありまして、入居できる住宅のない方についても使用いただいているものでございますけれども、整備をしてから15年を経過しており、建設から30年余り経過をしております。このことから老朽化も進んでおり、また古い住宅でありますことから断熱等についても非常に見劣りというか、問題がある状況にはなっているのではないかと思います。ただ、家賃が安いという設定になっておりますし、利用しやすい状況にもあるのは少しのメリットかなというようなことも考えています。新たな発想で定住化促進住宅の建設ということでもありますけれども、低賃金、低家賃の設定ということもありますことから、基本的には空き住宅の再生かつ活用が望ましいと考えているところであります。ただ、整備については現施設を可能な限り利用していくとともに、その間に発生する空き家等の活用、あとお試し短期体験住宅の制度もあわせてより定住に結びつく制度設計、あるいはそういう住宅についても検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

3点目の旧更南小学校と中学校グラウンドの跡地利用ですけれども、郊外型の団地分譲ということで、今議員がお話ありました協和地区の高台の土地も完了しておりますので、あわせてお答えしたいと思いますけれども、村内外における市街地は上更別市街地も市街地としてオークヴィレッジ、東区のどんぐり団地、民間事業によって行われております。勢雄区のセオイの里は村で分譲を行っておりますけれども、現在の関連ではコムニ団地、オークヴィレッジの分譲、郊外型はセオイの里が行われていましたけれども、その後については行われていないのが現状であります。宅地分譲については、定住化促進のため取り組むべきものと考えており、購入希望者のニーズを考えると生活の利便性、さまざまな点から、市街地における分譲を中心に市街地の活性化を図るということにおきまして、

村全体の活性化につなげていかなければならないということを基本的には考えております。しかしながら、郊外の景観、環境面を重視した宅地供給を求めるニーズは近年非常に大きくなっております。田舎暮らしをしたいとか、環境がいい、この辺でいえば日高山脈が見えるとか、見晴らしがいいとかというところもありまして、むしろそういう郊外に、林の中とか、そういうところに望む方もおられます。協和区の土地については、森林の面積減少に対して森林の持つ多面的機能性を持続的に発揮させることを目的に購入したという事情もあります。ということもあり、また旧更南小学校、中学校においても一部植樹が行われていることから、その部分を宅地分譲に活用することについてかなり慎重に判断をしていかなければならないということもあります。費用とか宅地整備に係るコスト、いろんな部分もありますけれども、住みたい、購入したいというニーズをしっかりと把握をして、郊外型分譲の実施について、これは検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ありがとうございます。

昨年の12月に十勝毎日新聞社による「脱人口減の処方箋」と題して、島根県の邑南町の取り組みについて記事に載っておりました。また、ことしの1月号の更別の広報の村長室だよりの中で、西山村長は邑南町の政策が今後自治体が生き残っていくための大きなキーワードになるのだというようなことも述べていらっしゃいました。私も全く同感であります。ご存じかと思いますが、邑南町の取り組みについてちょっと語らせていただきたいと思いますが、邑南町は日本一の子育て村を政策の柱に掲げて、特殊出生率2.65を実現した町として全国に知られています。各市町村から見学というか、勉強に来ているという状況であります。邑南町は、ことしの4月1日現在で1万1,000人ぐらいの更別よりかなり大きな町なのですが、日本一の子育て村を自称するように、妊娠から出産、子育てまでを支援することによって女性と子どもが輝ける町にしたいというようなことを言っております。一方で、子育て支援とセットで進めてきたのが移住者の受け入れや住宅環境の整備といった定住化対策だそうであります。空き家を修繕して入居する際の修繕費の助成や町営住宅の建設、民間による賃貸住宅の建設にも補助しているというようなことで、生活基盤が安定していて、しかも仕事が広島市まで高速に乗ると1時間程度で通勤が可能だというようなことで、いわゆる便利な田舎というようなイメージをしているそうであります。その結果、平成23年度以降5年間で200人の人口がふえたというようなことで載っておりました。

本村における状況はどうなのかということで、西山村長の公約だった子育て応援課がことしの4月に設置され、2年後には上更別において認定こども園もできるというようなこともあります。先ほどもちょっと言いましたけれども、日本一の大型農業を中心とした経済活動だとか、医療、福祉、介護、教育も含めて相当充実されているというふうに私は思っているところであります。更別の状況ですけれども、位置的には空港まで15分、飛行機

を利用すると都心まで2時間、帯広までは高規格道路できましたので、30分で行ける。こういう立地条件であります。したがって、ここで何を述べたいかという、更別村の移住、定住対策は政策によっては非常に可能性のある地域だというふうに私は思っているところでもあります。そこで、再度村長に伺いたいのですけれども、更別への移住者の可能性について村長はどのように考えているのか。今言ったように、邑南町のやってきたことも更別は当然今までもやってきたわけなのです。先ほど言いました定住化促進住宅もそうなのです。5戸あったものが2戸に減ってしまったという、そこに問題点があると思うのです。全国にいろんな部分で発信していくためには、いろんな間口をふやしていかなければならない。その中で縮小したのはどういうことなのかなというようなことで、移住者の可能性についてちょっと伺いたいなとまず思います。

それで、更別市街を初め更南、更生、勢雄、上更とかあるわけなのですけれども、そういったところに、要するに人口の1%は先ほど村長言いましたようにやっぱり田舎に暮らしたい、山に暮らしたいという人もいるわけなのです。その人方がいかなものかというのはちょっと別ですけれども、人口をふやすための一つの手段としてはいいかと思うのですけれども、その部分で可能性のある地域に定住化促進住宅を建設して移住しやすい環境をつくったらどうなのかというようなことが私の今回の質問であります。そのことによって全国に発信したらどうかということでもありますけれども、村長はどのように考えますか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご質問の点でありますけれども、私は移住、定住の可能性は極めて大きいというふうに思いますし、そのことを肌身で感じております。ことしも埼玉県の方から、それと昨年お試し住宅に入ってきた方が実際にこちらに来ておられます。私もその方とは大型遊具のところで昨年お会いしまして、こんなすばらしいところはないと。生活はしやすい。お子さんは小さいお子さんがいらっしやいませんでしたけれども、温泉にも行ける。いろんな部分で本当に住みたいのだというふうなお話がありまして、実際に来ていただきました。あと、勢雄地区のほうとか、あるいは南4線だったと思いますけれども、森林の中ですか、そういう林の中に好んで家を建てておられる方とか、いろんな方もおられます。田舎暮らしをしたいということで、そういうような要望もあると思いますし、何よりも私はもう本当にビッグチャンスが来ているというふうに何回も職員にも言っておりますけれども、高規格ができ、そしてロケットの誘致が今話が進んでいます。これが高規格が延伸をされ、そして今熱中小学校がなぜ我々の村だったのかといいますと、空港から非常に近いわけです。いろんな意味でこれからあらゆる可能性を秘めている南十勝であります。そういう意味で言えば大型遊具、これに來られている方、何回か今PR活動ということで役場職員が出向いているわけですけれども、室蘭ナンバー、札幌ナンバー、どんどん来ています。私は、その中でやっぱりこの村が邑南町と一緒に子育てがしっくり、あそこは日本一の子育ての村を目指したいと、実際に書いてあるのですけれども、日本一の村というふうに、町と書いてあるのですけれども、みんなでそういうことを目指したいということと

か、いろんな部分で、そのためには子育て支援の財源を何年間かにわたって少しずつ積み立てているというような地道な努力もあります。何ととってもすばらしいのは、そういった疲弊して人口が減少していく我がふるさとを見たときに、このままではいけないということで住民が立ち上がったということです。そして、できるところから始めましょう。雇用をつくりましょう、あるいはいろんな形でしていきましょうということで、子育て支援をやってください、あるいはそういう働ける場所を、あそこの場合はひとり親の方も積極的に来ていただいて、そしていろんな仕事を紹介したりしております。その中で安心して子育てができるというようなことで、喜んで移住をしてこられる方もたくさんいます。そういう点で、本当にいろんな意味で機運もありますし、そういうニーズもありますし、移住、定住者の可能性は非常に大きい。むしろこれから大きなチャンスが私は来るというふうに思っています。そういった意味においては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、来る方々のニーズによって、郊外型の住宅望んでおられる方、あるいはいろんな部分でその部分については応えていかなければいけませんし、本当にお試しのところについてもやっぱり来てすぐに入れるような、そういうような状況に環境整備をしていかなければならないというふうに考えています。今後その辺の部分を検討して、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ありがとうございます。

最後の質問になります。今回の質問は4点しているわけなのですが、その中で特化してちょっと申し上げたいと思いますけれども、旧更南小学校のグラウンドの跡地の再利用についてであります。ご承知のように、この旧更南小学校グラウンド跡地は1.2ヘクタールあります。既に補助金などを利用して木の植栽がされております。私は、この平坦地に植栽というのは非常にもったいない土地だなというふうに思っているところであります。ご承知のように、更南地域は村の中でも最も人口の減少が激しかった地域だというふうに思っているところであるのですけれども、これ以上地域を疲弊させないために、何とか人口増対策を組んでいかなければならないだろう。ややもすると限界集落になっていくのではないのかなというふうな、そこまで心配しているところであります。そういったようなことで、先ほど来から言っておりますけれども、定住化促進住宅とそこに団地造成を含めて移住、定住対策を進めてもらえないだろうか。私は必要だと思っているところであります。

先ほどふるさと納税でも質問させていただきましたけれども、移住、定住促進を盛り込んだ地域再生計画による資金確保も当然必要になってくるかと思えます。場合によっては、村単費でも実施するといった強い村長のリーダーシップも必要でないのかなというふうに私は思っているところであります。私からの最後の質問とさせていただきたいと思えますけれども、この点についてよろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 最初にも申し上げたのですけれども、本当に議員がご指摘する部分も思いも非常に強く、よくわかります。植樹についても行われていることでもありますけれども、分譲住宅に活用することの必要性について、その判断について、いろんな部分について購入希望者のニーズとか費用とか、いろんな部分があります。今の段階ですぐにしますというふうな形ではお答えはできませんけれども、郊外型の分譲あるいは再生計画等々含めまして、この部分を含めながら検討させていただきたいというふうに思っています。決して後ろ向きに考えているわけではありませんので、その点はお話をしていきたいというふうに思います。検討させてください。

以上でございます。

○5番上田議員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 続いて、1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問させていただきたいというふうに思います。

今般の質問につきましては、既に各市町村において課題提起されております今日の課題と申し上げますか、ぜひとも取り組まなければならない地域コミュニティとしての行政区のあり方について、村長の見解を知りたく思っております。今や行政活動は過疎化を主たる要因として機能低下を生み、行政区存在そのものの真価が問われているのだが、何ら課題解決、いわゆる課題提起、課題、問題を重要としないで、具体的協議もままならない中現在に至っている感じがしているところでございます。私は、行政区が果たすべき役割や現状課題につき早急に論議を始めるべきであり、かつ近未来を見据えた行政区の再編成も必要であると考えておりますので、それらを主体としたご質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、第1点目でございますけれども、現在更別村において24行政区制で運営がなされております。公的行政区構成においては最少が14戸、最大が124戸ということで、戸数格差が生じております。村では、第5期更別村総合計画、平成20年から29年における安心プロジェクトにおいて地域コミュニティの機能指針を示しております。現状実態を鑑みますと、指針の実効性に疑問が残るわけでございます。また、更別村行政区運営規則に定める村行政と住民の協働により住民福祉の増進を図る目的において、行政区が担う役割において課題はないのか。いわゆる地域コミュニティの取り組みに対する考え方、現状の課題とか、そういうものについての捉え方、それらに加え、また行政区の未加入者の増加も多少危惧されている中、これらに対する見解について村長の見解を求めたいというふうに思っております。

第2点目でございますけれども、行政区活動の経過についてご質問させていただきたいと思っております。昭和23年に分村以来33年経過した中で、いわゆる旧部落といえますか、農村地帯の農村部の再編成によりまして、以来36年が経過しております。現在においても残念

ながら課題である人口減あるいは農家減少は歯どめがかからない状況でございます。また、加入者の減少、高齢化、未加入者、戸数格差などさまざまな要因から課題が生じていると考えられます。今後の推移にもよりますが、近い将来を見据え、行政区再編に向けた議論を本格化すべき時期が来ているというふうに感じておりますが、それらについてのご意見もいただければというふうに思っております。

次に、第3点目でございます。行政区の運営に当たり、行政区長の位置づけについて、平成23年4月1日に規則改正を図った経緯がございます。改正以前の行政区の位置づけに比べ、極めて内容が希薄になっているというふうに感じているところでございます。また、行政活動の部分についてのわかりづらさも、行政とのかかわりの中の解釈でわかりづらさもあるのではないかと考えているところでございます。前段で申し上げました更別村総合計画で、安心プロジェクトとしての位置づけ並びに地域コミュニティの維持、在宅高齢者の増加、災害時の助け合い、交通事故防止、防犯啓蒙、障害者、子どもたちの見守りあるいは協働で感動するまちづくりとか、住民自治の体制強化と住民活動の促進を掲げ、果たすべき役割はますます重要であるという中で、今単に行政区あるいは行政区長のあり方が連絡調整のための位置づけになってはいないかという部分を非常に危惧してございます。さらなる地域活動の活性化を図る意味からも、行政区活動の基本指針、行政区活性化マニュアル等の作成により、より明確な行動指針を示し、行政区における行政区が果たす役割並びに区長の位置づけについて明確にすべきではないかというふうに思っておりますけれども、その点についてのご意見もいただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員ご質問の行政区運営の現状課題並びに再編計画の必要性に対する諸対策についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

行政区につきましては、昭和52年5月1日、集落組織再編成推進委員会で検討されまして、昭和53年3月17日に更別村行政区設置条例が制定をされ、農村部が14区、市街地が10区の計24行政区に再編されました。その後平成4年4月1日に曙町が新設され、また上更別市街が2地区に分かれておりましたけれども、1行政区ということになり、結果同じ24行政区で現在に至っているところであります。

ご質問の第1点目でありますけれども、現在最少行政区は更生区の14戸、最大行政区は曙の124戸、ご案内のとおりであります。更別村行政区運営規則第1条によりますと、この規則は、村行政と住民の協働により住民福祉の増進を図るため、住民自治活動の根幹を担う行政区活動の円滑な発展に資するために必要な事項を定めることを目的とするところとしておるところであります。本村においては、各行政区域を代表する方々が行政区長さんであり、行政区域と同一地域で活動する任意組織の自治活動として展開される町内会、この2つがあるというふうに考えております。この中で意見交換の場として年2回から3回行政区長会議等を開催し、意見要望等をお聞きしたり、村政について説明をしているところであります。課題があった場合については、その都度協議、打ち合わせをさせていただ

き、対応を図っているところであります。

行政区の未加入者の対策につきましては、前段で述べさせていただいたとおり、町内会の加入ということになると思うのですが、これらにつきましては転入時の際に村及び町内会の双方で加入を奨励しているところであります。

ご質問の2点目でありますけれども、行政区のあり方等については平成19年度以降検討されていった経過がございます。その中で行政区から要望があった場合に検討するというふうな整理がなされているところであります。地域コミュニティの基本となります町内会は、行政が協働のまちづくり、地域づくりを進めていく上で中心となるものでございます。戸数の減少、いろんな機能の低下、さまざまなこともありますけれども、その部分、行政区からそういうような要望等々があった場合につきまして検討していきたいというふうに考えております。今後各種会議等を通じてご意見を伺いながら、今後の対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目でありますけれども、行政区の位置づけであります。行政区と同一区域で活動する任意組織、自治組織として展開される町内会、2つありますけれども、区長は区を代表し、村の行政と行政区と相互連絡、その他事務処理していただいているということもあります。いろいろな連絡事項もあります。住民福祉の増進を図ると定められておりますけれども、行政との関係では行政業務に関する協定書によりまして、1、広報紙の配布、回覧、2、各種取りまとめに関する業務、他依頼業務というふうに規定をされているところであります。行政と町内会の関係におきましては、住民と行政の連携と協働により今後も住民の皆さんとともに地域における安心プロジェクトといいますか、安心、安全なまちづくりを進めたいと考えているところでありますし、それらを踏まえ、マニュアル等については現在ないわけですが、今後各行政区と話し合いを持ちながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 なる今回答いただきましたけれども、まず課題整理をしながら、少しまとめさせていただきたいというふうに思っております。

まず、今行政区のあり方論について、それぞれの24行政区の中でやはり偏りが発生しているということは、これはもう紛れもない事実でございます。14戸あるいは124戸という中の部分がございます。これについて先ほども上田議員も一部の中で、一部重複しておりますけれども、宅地造成も含めて人口の動向というものは市街地を中心としてやはり空洞化になってきている。緑町団地だとか、そういう部分に偏重型で住民が動いているということになりまして、まちの中は戸数がある程度確保されたといえども高齢化になってきて、なおかつやはり空洞化しているというような実態がこれは現実にあると思います。防災も含めて、いろんな高齢者対策も含めて、子育ての見守りも含めてという見地からすると、こういう部分のあり方を野放しにしているのかといわれると、やはりそこは大きな課題と

して行政として踏まえてもらわなければ困りますし、それを具体的解決案として提示してもらわなければ非常に困るというふうに私は感じております。その点の捉え方、村長と私と違うのかもしれませんが、まずはその点の私の考え方についてのご回答をいただきたいというふうに思っています。

また、一番問題なのは農村地帯でございまして、今農村地帯が14行政区ございます。機能的には、行政としてはそんなに問題ないよという回答が今ございましたけれども、やはり行政区、農村地帯には行政区だけではないのです。やはり農協関係の農事組合運営というものの二重性といいますか、2つのものをこなしていかなければならないという部分がございます。それらを含めて、12戸あるいは14戸の中で農村地帯がそれらを担っていくというのは今後かなり厳しさが発生するのではないかとというふうに危惧しているところでございまして、それらについてはやはり農協との協調の中でぜひともその課題を整理しながら進めてもらいたいということで提案を申し上げたいというふうに思っています。

加入の関係でございますけれども、今更別としてはさほど問題視されていないわけですが、私は課題視したいということでは決してございませんでして、ただ、今24行政区の中で見てみますと、残念ながら加入率がこれ28年の5月31日現在の数字でございすけれども、60%代の加入戸数でおさまっている行政区が1行政区、70%代が1行政区ということで、80%代が11行政区、90%代が8行政区、100%加入が3行政区ということで、平均的に見ますと88%程度の加入率になるのですけれども、やはり問題視していかなければならないのは、これからのいろいろな部分のさまざまな面で、子育ても含めて行政区が担っていただかなければならない。あるいは、地域コミュニティとして存在を強めていかなければならないという部分から見ると、やはり加えて加入率の問題というのは出てくると思います。地域コミュニティは、村長も回答いただきましたように、決してそういう加入率だけではなくて、やっぱり地域の高齢者対策、ひとり住まいの高齢者も多くなってきました。在宅も多くなってきました。子育てもそうです。いろんな面で行政区が果たす役割というのは今後ますますふえてくるというふうに思っていますので、これは未加入がふえるということになると、地域コミュニティの希薄化というふうに必ず結びついてくるものと思われますので、その点ただお願いしている、あるいはそういう部分での行政区のあり方について、待つという表現非常に失礼なのですが、そういうものではなくて行政主導の中で、行政区規則があるわけですから、行政指導としての一環としての捉え方をさせていただいて、やはり強く加入も含めて進めていただきたいという、これらの3点についていま一度ご回答といいますか、思いを説明していただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 再編に伴う経過についてちょっと自分なりに調べてみました。一番最初のところにさかのぼった文書が昭和50年10月21日の部落組織再編に伴う懇談会の開催についてというようなところがありました。それまで行政から、上から指定をされて、いわゆる強

制的にといいますか、そういうふうな形で区域が定められて、それが70年代後半、住民自治というふうなことの全国的な課題の中で、村としても行政組織の中に、機構の中に新しい時代の要求に合致した機能を持つ行政組織として、住民参画あるいはいろんな組織体制の脆弱さを払拭するためにも新しい行政区をとという考え方でつくらなければならない。これは、住民の立場から立った行政区として考えなければならないというような形で整理をされておりました。

それと、平成22年の12月の8日の議会の答弁の中で、いわゆる行政区設置条例の廃止について、行政設置型の行政区から地域の自主性と自立を推進するために設置条例を配置して、新しい規則をつくりましたよと。この中では行政区長さんの報酬とか、いろんな部分が課題になったようですけども、そういうような形で、いわゆる自立と自主性を推進するために行政区を設置しましたよというような話になっています。その後ずっとご指摘のとおり経過してきたわけですけども、確かに行政区の戸数の一覧表ここにございますけれども、最大が曙町の124戸、そして更生の14戸、その他とありまして、途中で上更別地区がこれは平成11年の4月1日ですか、市街地区になっているというようなことで、こういうような行政区編成となりましたというようなことで資料があります。

私が着目したのは、平成19年の9月に村内の役場の中で議論をされていたところですけども、行政区の再編の考え方について、各地区による戸数につきましては地区によって大きな戸数の増減が見られると。行政区の再編についてこれは検討しなければならないけれども、このような考え方で進めたいというふうに考えると。行政区については、行政、村が住民と相互連絡、その他事務処理を円滑に行うため、村内を分割し、区域を定めるに当たり、町内会、農事組合、農村地区はそうですね、をベースとして設定したものと考えられる。特に市街地においては、行政が町内会を設定とした誤解する向きもあるけれども、町内会組織はあくまでも任意のものであること。そして、行政区長、以下区長は行政と行政区、住民との相互連絡、その他事務処理をするために地域の推薦により委嘱された方であり、地区を代表し、村長に建議または村長の諮問に応じ答申できる立場であることを考慮し、再編に当たっては、ここなのです。行政側から一方的に戸数をもとに再編する方式もあるが、地区側からの要望、各区長からの建議に基づき再編する方式が適当であると考え。過去において上更別地区の再編、上更別1区と2区の統合があったが、地区からの要望に基づく再編であったと認識をしている。今後の対応として各区長会議において区長の役割を説明する際、行政区の再編、統合、分割について地区から要望があれば検討していく旨も説明をしていきたいと考えている。行政側からの一方的な再編の働きかけは行えない。ただし、行政として全村的に再編を行わなければならない状況が生じた場合は、行政区長を初め住民の理解をいただくということで、覚書がここに残っているわけでございます。安村議員さんのおっしゃるとおり、今本当に戸数の部分とか、自治会組織と行政区のそういうような位置づけとは、これ町内会とは分けて考えなければいけませんけれども、その部分で私としては平成19年の覚書のとおりに、やはりこちらからどうだというふうな形

ではなくて、行政区長さんあるいは住民の皆さんから、これは再編の必要性があると。今安村議員さんからも指摘されているわけですが、その部分に基づき、建議に基づいて村としては検討を始めたいというふうに基本的には考えている次第でございます。

もう一つは、加入のところなのですが、行政区、町内会なのですが、本当に今関係が隣近所の希薄、都会ではそういうふうなことがあって、隣に住んでいる方もわからないという状況があって、非常に人間関係というか、そういうことが希薄になっています。隣近所で互いに手をとって助け合って、やっぱり町内会活動とか、いろんな行政区の活動に参加をして、住んでよかったという地域にしたいということも考えていますし、日ごろからご近所づき合いというのですか、そういうようなことは絶対に必要だというふうに考えております。これは、本当に重要な意味を持つのは議員さん指摘のとおりありましたけれども、災害時、地震とか火災、あるいはそういう防犯、これが起こったときには、近所のつき合いがきちんと綿密なものになっていなければ、これは本当に大変なことになるというふうに思います。そういった意味では、行政もその辺はしっかり考えながら、安全、安心な村づくりという点からも災害時等も想定して、そういう安全をベースにした、そういうような形でぜひとも入ってほしいということで働きかけを地域の方と協力しながら、知恵を出しながら進めていく必要があるのではないかとこのように思いますし、奨励しなければならないというふうなことを考えています。文字どおり行政区、町内会も含めまして、これは村づくりにとって欠かすことのできないことではありますし、それは行政が上からということよりも、主導というよりも、むしろ住民の自主的あるいは自立的な動きの中で行政区あるいは町内会が運営されていかなければならないということが基本であるというふうに考えています。その点では、再編成も含めまして村としてできること、検討できることは積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、私の認識不足もあるのかもしれませんが、町内会は基本的には町内会という名目の中では任意団体でもいいのかなという位置づけがございますけれども、いざ行政区の運営ということになると、先ほども申し上げたとおり行政区の規則があるわけですから、それに基づいてしっかり村としては主導をする義務があるのではないかとこのように考えておりますので、その点は重く受けとめてほしいというふうに思っていますし、今行政区のあり方についてる説明いただきましたけれども、私は今提案していることは、やっぱりもう全体的な見直しの中で動かないとだめだという認識のもとで今質問させていただいております。確かに各行政区の要望なり要請なりあれば動くという言い方をしましたけれども、私はもう町なかもそうですし、先ほども申し上げたとおり住宅街の区画の造成だとか、いろんな部分考えたときに、やはり造成だけが進んでいて、まちづくりの全体像というのは全然図られていないし、村民に理解されていないというふうに思っております。プラス農村地帯も残念ながら農家戸数の減

少も含めてということになると、部分的にただそういう要望が今ないからどうのこうのという理論ではなくて、私が先ほど言いましたようにやっぱり近未来、近い将来を見据え中で今何らかのアクションを起こしていかないと、ではいざ鎌倉というときに何もできないよということだと思ふのです。やはり青写真を立てて、市街地の活性化、行政区のあり方、農村のあり方論というものをきちっと整理整頓をしながら、行政の立場として提案して、協議をすべきだと僕は思っておりますので、その点マニュアルづくりだけでなく、そういう再編という前提だけではなくて、必要性についての要望を聞きやすい体制づくりも含めて、これぜひとも本格的に再編ということではなくて、行政区の意見をきちっと聞き取れるような体制をつくっていただきたいと思いますけれども、最後に村長のその思いも含めて、私の提案も含めてどういふご認識をいただけたのかご回答いただき、私の質問は終わらせていただきたいと思いますというふうに思っています。

○議長 長 西山村長。

○村 長 まさに安村議員さんおっしゃるとおりなのです。私当初なったときにこういう話をしました。このまちには、行政区あるいは我々も、議員さんも含めていろんな行政の責務ありますけれども、その部分をコミュニティーも含めまして、私はまちづくりの基本条例をきちんと制定すべきだというふうに考えております。まさに今その時期だというふうに思っていますし、私は当然当初そういう形で全体を通してまちづくりを進めるためにはこの基本条例が必要であると。それがとりもなおさずそれぞれの住民の立場の責任も明らかにし、そして責務を明らかにし、そしていろんな関係もきちんとできるということもありますし、議会、村民、そして行政、いろんな部分でこの部分をしっかりと条例として定めていく必要があるというふうに考えております。基本条例はそんなに難しいものではありません。しっかりと、私は議会で答弁したとおりこれに着手をしたいというふうに考えておりますので、まちづくり基本条例の中で行政区についての考え方、あるいは村づくり全体についてもこれからの展望性を含めて、総合戦略や総合計画ともこれは合致した方向でぜひとも着手してまいりたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○1番安村議員 条例制定に向けて動いていただけたという約束いただきましたので、これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 ナイターということもありまして、休憩をとらないで引き続き一般質問を続けます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

質問事項は、観光協会とどんぐり推進部会のあり方についてです。要旨ですが、観光協会とどんぐり推進部会を一元化し、民営化して行政と連携をとってはということです。内容ですが、観光協会は商工主導の役員が集まり活動している会であり、どんぐり推進部会はJ A主導の役員の会で集まり活動しています。お互い会として目的や事業内容は一緒な

のに別々に事業に取り組んでいて、事務局はお互い役場産業課に置いています。事務局は一緒なのに別々の機関で別々の人が同じ目的に向かって活動することは、特産品開発、販売、PRとどれをとっても非効率であると感じます。協力隊、観光協会、どんぐり推進部会の業務を産業課に置いても変化が見えないのが現状です。私は、観光協会とどんぐり推進部会を一緒にし、民営化することによってビジネス感覚を持ち、生産性を高め、新たな発想と特産品に対する思いが村の力となり、本領を発揮できるものだと思っています。村の目的を明確にして、民官一体となり連携していくことが必要だと思いますし、ここから特産品の開発、販路拡大、PRと新しい目線でよりよい村おこしができ、発展していきけるものだと思いますが、いかがでしょうか。村長の意見をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員の観光協会とどんぐり推進部会のあり方についてお答えをいたします。

本村の観光協会は、更別村の観光事業を推進し、本村の観光並びに産業の振興に寄与することを目的に昭和47年に設立をされ、会の趣旨に賛同する個人、団体、企業等で構成し、主に観光資源に関する調査研究、特産品に関する調査研究、宣伝、紹介、観光イベント等の推進などの事業を行っております。現在会員は個人、任意団体会員8名、法人、個人、営業者会員20名、合計28名というふうになっております。一方、どんぐり推進部会につきましては、農業を初めとする製造業、商業、観光などの地域産業との連携を進め、地域における有形、無形の資源を活用した製品の開発及び販路の拡大等の研究、実践並びに地域の振興を目的とする団体等の協調、連携により地域産業の活性化及び村民意識の向上による地域の振興に寄与することを目的に昭和60年に更別村農業振興協議会を組織改編して設立をされたものであります。主に特産品の開発、研究、支援、特産品の販売、普及、イメージキャラクターとしておなじみですけれども、ドングリマークとか、どんちゃんですね。これの普及などの事業を行っており、現在は村、JA、商工会、さらべつ産業振興公社、更別農業高校の役職員9名で構成しております。このうち3名が観光協会にも所属をしているわけであります。

観光客を対象とした事業が少ない本村におきましては、観光協会に所属される会員の負担が多くなること、そしてまた観光資源となり得る施設等の大半が村の施設であるということもあって、村に事務局を配置し、活動費の助成を行ってきているところであります。また、観光と物産の一元化を推進するため、どんぐり推進部会の事務局を平成26年に企画政策課から産業課へ所管がえをしました。現在は、いずれの事務局も産業課に置き、あわせて観光振興、特産品開発支援に従事する地域おこし協力隊も産業課に配置し、両団体の業務を効率的に推進するよう体制を整備しているところであります。人口減少が強まった今観光業務は地域経済の活性化のみならず、更別村の知名度向上にも重要なものであります。本村のPRアイテムたる特産品の開発と情報の発信により一層努めていかなければならないと考えている次第であります。

こうした考えの中で、非常に大きな役割を持つ観光協会、どんぐり推進部会の活動がより活発になるように、村としても環境を整える必要があると考えておりますし、議員の提案にあります民営化につきましても選択肢の一つとして捉えているところであります。いずれも自主財源の確保が難しい活動でありますことから、有効な体制整備についてこれから研究を行い、それぞれの構成員の方々とも議論を重ねながら検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 観光協会、どんぐり推進部会の活動がより活発になるためには、まずこの二重構造をなくし、一元化していくことが本当に重要だと私は思っております。そして、民営化についても選択肢の一つとして捉えているみたいですが、自主財源の確保が難しい活動であるということです。民営化していく動き、これはやはり利益主義、ビジネス感覚を一人一人が持つことということに尽きると私は思います。この自主財源の確保が難しいのは、今の体制があるからではないでしょうか。観光産業として幾ら稼いでいることも把握できておらず、把握といっても道の駅のレジカントぐらいで、観光を目玉にとった動きがなかなかとれていないのが現状ではないでしょうか。財源の確保ができない課題を村長はどう考えていますか。

私は産業振興に関するもの全てをPDCAサイクルを使い、ビジネス感覚を持った数値目標を設定したらいいと思います。例えば祭り一つにしても、どのくらいの収容を目指し、どのくらいの売り上げ、利益を目指していくのか、そういったところも明確にしていく必要があると思います。民営化や一元化といっても民間と行政がどれだけのようにかかわっていただけるでしょうか。そこで、私は協力隊の力が出てくると思うわけですが、協力隊は平成27年には全国で2,799名、673団体と増加しており、その活動に期待する自治体も多いところです。彼らの仕事は、村での取り組みにくいこと、新しい発想を持って特化した業務を行うことです。現在更別村は、観光PRとして1名、特産品開発で2名の合計3名の協力隊員を雇用しています。本来村が求める姿と照らし合わせてどう感じていますでしょうか。中には、自分から行動が全てとアクションを起こし、積極的に活動している人もいますが、行政の組織としてうまく連携がとれず、暴走した形にしか見えないのは私だけでしょうか。そして、行政内の連携がとれない、これが連携不足が村長との話し合いのもとトップダウンしているからこのようなことになっているのではないかと疑念を持つところがあります。行政組織としてこのような状態は、村長が何を言っても連携不足としか私は言いようがないと思っております。ほかの隊員にしても、うどんづくりが本業になっていて、隊員のやりたいこと、やる気が受けとめ切れず、更別村の発展にうどんづくりしかできていないと思います。それでは何ための協力隊でしょう。通常業務とうどんづくりがマンネリ化になって個性を生かし切れていません。

本来隊員に求めることは、6次産業や地域のブランド化を確立し、地域を活性化させる

経済的施策、コミュニティー活動、地域づくりを目指した自主的施策、住民ワークや移住、定住と地域再生を目指す再編的施策、地域の誇りから成る地域おこし、情緒的施策と多面的であり、観光協会、どんぐり推進部会の目的と一致しているところでもあります。なのでまず、観光協会とどんぐり推進部会を一元化し、協力隊を有効に使い、民と官がつなぎ合わさった形をつくる。その中で住民が何をしたいと何を望んでいるのかを村がしっかり把握し、目的を明確にする。観光はこうする、特産品は、ふるさと納税額は幾ら上げるために幾らの数値目標、戦略を持って特化し、開発していく。このつくり上げということが私は重要だと思っております。そうした仕事をこなす中で、さらに協力隊の将来、未来を更別村の問題と合致させた中でつくっていかねばならないと思います。彼らの特徴や才能、やる気を生かし、マッチングさせた活動です。例えば村の現状課題にある移住、定住、酪農や農業後継者の問題などいろいろありますが、4月から新しく協力隊に採用されている隊員は将来酪農家を目指していると聞いています。これ一つでも村の課題となつていところに合致しているわけですし、新規就農対策や移住、定住に特化させて体験型ファームを確立させ、移住、定住を促してはどうでしょうか。そういった形が村にとっても隊員にとっても未来をつくれる形、これが協力隊の活動のさせ方だと思うし、育て方だとも思います。そして、村としての実績のつくり方ではないでしょうか。まずは、観光協会とどんぐり推進部会の一元化に向けてビジネス感覚を持った数値目標を設定し、協力隊を有効活用する。そして、それとは別に協力隊の3年後を見据え、更別村の課題と一致した動きをとって、協力隊に求める姿を合致させる必要があると感じますが、村長の意見をお聞かせください。

○議長 西山村長。

○村長 非常に多岐にわたっておりますので、一つ一つ本当に正確にお答えできるかどうかちょっとわからないですけれども、不足がありましたらまたご指摘していただきたいというふうに思います。

どんぐり推進部会と観光協会の初めというのですか、私ちょっと見てみたのですけれども、やっぱり村の歴史の中では観光協会は資源に乏しい更別村の観光行政ということで、長年関心を持たれなく過ごしてきたのですけれども、昭和46年ごろからようやく商工会青年部の間で議論されるようになって観光協会設立の機運が生まれたということ。昭和47年に過疎振興対策事業の一環として協会が設立が具現化して、昭和47年12月に設立を見ていというふうに考えます。その間に57年には非常に村とか農協とか商工会、もう本当にたくさん、更別エスキモー犬保存同好会とか、団体17団体、そして加入会員17人ということがありまして、それが天然記念物の保全とか環境の整備あるいは観光の事務等ということで、いろんな形で村の助成を得ながら、いろんなことで観光資源の開発とか、そういうふうなことに努めてきたという古い歴史があります。一方、どんぐり推進部会のほうについては、これ答弁の中にも最初に申し上げましたけれども、農協関係団体職員で組織する農業技術員連絡協議会が農業振興協議会に組織がえをして活動を進めてきて、時代に即応し

た地場産品の開発、特産品の売り込みということで、そこに特化した部分で活動が行われてきたということでもあります。

現在規約を見ると、観光協会の会則は本村の観光並びに産業の振興ということで、大きくくりの中で目的がなっております。中身も観光資源に対する調査研究、特産品に対する調査研究、宣伝、観光イベントの推進、そしていろんな必要な事業ということになっております。一方、どんぐり推進部会は、いろんな農協とか商工会さん、そして振興公社、更別農業高校さん、村の役職職員、当該団体の長が指定する者をもって構成しておりますけれども、これは有形、無形というふうにありますけれども、製品の開発、販路拡大ということでされております。ただ、構成員の中には、先ほども言いましたけれども、例えば農協の専務の方、あるいは営農部長の方、さらべつ産業振興公社の方、それぞれ観光協会にも重複して所属をしているということがあります。議員が言われましたけれども、目的は大まかなくくりは観光協会のほうにありますけれども、特産品の部分はどんぐり推進部会ということもありまして、その部分も観光協会は内包しているとか、含んでいるというふうに考えるのは妥当であるというふうに思います。二重ということではないというふうに、私も何かその辺では重複しているところがあるということを感じてはいたのですが、それは全く同じということではなくて、それぞれの目的があって、それぞれの歴史があって、その中でずっときたということでもあります。ただ、事務局が産業課に置かれるということもありまして、行政が主導という中でいろんな形で事が行われているというふうに思います。

先ほど地域おこし協力隊のこともありました。おっしゃるとおり、うどんをつくるために地域おこし協力隊になったわけではありませんし、それに私ものぞきには行きますけれども、イベントとか、いろんなものに携わっておられますけれども、一定その部分の業務は大きいというのも事実で、これ本当に事実であります。ということで、その部分を含めてこれは何とかしなければいけないというのは従前から私も思っている次第であります。できれば本当に今熱中小学校とか、いろんな部分で法人化とか、特産品でも担っている部分がありますし、村のチャレンジの部分で、そっちの部分で特産品の開発をする人たちもいますし、また違う団体ですという人もいます。ある程度その業務というか、中身について整理をする必要があると思います。その部分をして、機構改革といいますか、民間に任せる部分をはっきりさせて、その部分を民間に委託をするとか、そういうことも必要ではないかなというふうなことを思っています。その辺については、各部局も含めまして関係団体とこれ本当にしっかりと調整をしていかないとだめだと思いますし、今まさにその必要性がある時期に来ているというふうに、議員の指摘のとおりであるというふうに思っています。その部分検討しながら、そして地域おこし協力隊がどうあるべきかということも含めまして検討して整理をし、なおかつ民間に委託する部分とか、民間に任せる部分とかというところを整理しながらやっていきたいというふうに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 村長言ったとおり、関係部局と連携していつて自立性や生産性を高める動きをつくっていくことが村づくりの基本となってくるだろうし、村長の進める熱中小学校にもかかわりがあり、民と官の融合した姿が、村長の目指す姿がそこにあるのではないかと私は感じております。

村長の政策を進める中で、私は熱中小学校の人材育成をしながら、行政内の、役場内の連携を強固にすること、この組織力を強めることが加えて大事だと思っております。この熱中小学校を進める中で、連携不足が一番懸念していることなのですが、その意識は村長はお持ちでしょうか。もしそういった意識をお持ちなら、役場内の連携をどうまとめるつもりでしょうか。村長としてどういったリーダーシップをとりますか。私は、トップダウンはあってもいいと思いますが、村長として組織をまとめた連携のとれた組織力のある姿が更別村のあり方だと思っております。そして、将来的に人材育成する場所で、人材育成だけではなく、どう発展するのか。村長今の答弁でもおっしゃっていた村の業務の委託も考えているようですが、課題をしっかりと明確にし、まずは行政で実行した上でチェックし、改善する、このPDCAサイクルの繰り返しがなければ、委託という言葉を使って仕事を丸投げする形になってしまいます。開発跡地は人の集まる場所づくりです。公園とリンクさせた景観づくりの視点から、村長はどのような形を目指しているか、そしてそこでどのようなリーダーシップをとって連携していくのか、行政は住民を巻き込んで進行する上でどのようなことをしていくのか、かかわろうと思ったことにどう協力していくのか、その中でどうリーダーシップをとるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 大きなスタンスから申し上げます。

私は、今回の議会の招集のところにも申し上げました。今課題が山積しています。その中であってリーダーとしての役割は、人が歩んだ道を歩むのではなくて、人が後ろからついてくる、前を行ってもいいですけども、ついてきてくれる、そういう道を歩むのがリーダーとしての姿であると。そして、そのためにはやはり自分がトップダウンということではなくて、いろいろなアイデアとか英知を結集する中でしていかなければならないというふうに考えています。役場内においては、同じベクトルというふうな形で申し上げました。今ここ一、二年でやらなければならないことが本当にいっぱいあります。もうこの課題を解決することなくしては村の未来はあり得ません。子育てしかり、人口問題しかり、農業しかり、商工業しかり、一歩前、二歩前にみんなが進まないといけません。そのときにやはり役場職員として求められるのは、いかに地域住民のニーズを聞き、そしてその中から耳を傾けて政策立案できる能力があるかどうかということです。コミュニティーをとり、そしてその中で住民と対話し、そしてそれを政策立案するということです。私は、決してトップダウンでやってはおりません。それはなぜかという、私は最初に就任したときに

役場職員を前にして申しました。私は、あなたたちからの提案、いろんな部分を待っている。幹部職員にも言っております。いろいろな答弁をします。その中で、では実際に政策立案能力というのですか、そういうものが問われるのはやっぱり現場です、いろんなところで。しっかりといろんな議員さんのお話とか指摘とか住民のニーズに応じて、それを立案していくということです。それが行政の仕事です。政策立案が行政の仕事であります。それをいかにもんでつくるかということです。そういうことからいえば、私はトップダウンということもありますけれども、時にはしますけれども、やはり下からの積み上げというか、いろんなアイデアを持ち寄って、今ふるさと納税もそうしています。自転車もそうです。いろんな部分でアイデアを持ち寄って、PRしようとか、いろんな部分、そういう部分を私は大いに評価をしていますし、そうでなければならないというふうに考えています。今回のことにつきましても、そういうような形で組織力を最大限に生かした、そして連携のとれた、そういうような行政執行を進めていきたいというふうに考えております。いろんな連携とかありますけれども、やっぱり関係団体あるいは関係の方々と本当にいろいろとコミュニケーションをとり合ったり、いろんなことをするという事です。そのところをしっかりとしないと、やっぱり私は立候補したとき言いましたけれども、行政主導ではだめだと。住民主体の、そして住民が主人公である村政に転換をしなければいけない。今まででもそうしてこられましたけれども、まさにそのことが問われた部分であります。だから、新しい風を吹かせると私は言ったのです。そのためにやっぱり一丸となって今直面している課題、これこのまま行ったら50年後、100年後、もしこの更別村がなくなってしまうとしたら、我々は今いる子どもたちから一体何をしてきたのだということを問われます。私は胸を張って、この時期に住民と行政と議会とみんなで力を合わせて一つ一つの政策を知恵を出し合いながらやってきたのだと。そして、努力をしたと。だから、今日の繁栄があるというふうなことにしたいのです。胸を張ってそういうことを言える我々にしたいのです。だからこそ、今力を発揮しなければいけないのです、そのために。そういう意味で今ある当面の諸課題について、私は対応していますし、職員も信頼しています。そして、その中で力を持っていますから、一生懸命やりたいというふうに考えています。

開発跡地もそうです。今からいろんな形で、熱中小学校もそうですけれども、これは全てを丸投げにするわけではありません。いろんな自治体との連携、ネットワーク、そして10の課題を提示してありますけれども、それを解決するために具体的に一步一步進むということでもあります。もちろん交流人口の増加ということもありまして、大型遊具の関係とか、開発跡地は本当にご指摘のとおりそのところはすごく考えております。いかにして交流人口、そして人の流れをつくり、我が財産であるいろんな施設を点から線へ、線から面にするにはどうすべきかということを真剣に考えながら、今役場としても取り組んでいる次第であります。そういう形で、私はそういう課題に向かって皆さんとともに、また役場職員とともに不退転の決意で村政を執行してまいりたいというふうな決意を述べさせてい

ただきまして、答弁にかえさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 村長、リーダーシップをとり、組織力を持って進めてほしいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 続いて、3番、高木さん。

○3番高木議員 通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回一般質問をさせていただくのは、地方創生の推進ということで、産業の活性と創業の支援の構築、さらに人材育成についてということで質問させていただきたいと思います。村づくりの施策の推進についてということで、村において地方創生の取り組みとして、各分野においてさまざまな施策をしてくれています。今後も将来の更別村を見据えた取り組みを推進していくことになっています。農業関係については、TPPなどの国際的課題、酪農、畜産については深刻な課題となっております。商工業においては、公共事業の減少の影響、企業の90%を占める小規模企業の活力低下の課題が顕著となっております。国や道の施策と同じように村でもさまざまな施策に取り組んでいますが、なかなか先行きが見えず、効果が見えてきていません。平成26年に小規模企業振興基本法が制定され、予算措置を含め振興に向け動き始めました。創業や起業においては、事業を維持することに不安があり、なかなか促進されていませんが、小規模企業者の後継者不在は北海道が全国一のパーセントにあり、村においても同じ状況にあります。どんなにいい施策があっても活用ができれば前には進んでいきません。振興するための支援が必要です。

道において10月に向けて小規模企業振興条例制定を目指しています。推進のため、きめ細やかな支援を目指しています。管内においてもことし創業に向けて産業競争力強化法に基づくとかち創業支援ネットワーク会議が設立され、体制が整ってきています。今村において人材育成の取り組みの事業を検討していますが、やる気のある人、仲間、ネットワークできても起業や創業、事業継承につなげるには支援が必要であり、重要です。一つ一つの施策がつながっていくことが振興になり、地方創生へ進んでいくことになると考えています。条例の制定も一歩踏み出す後押しとなります。安心し、自分の夢、村づくりに取り組める環境を整備することが重要だと思います。企業誘致なども支援体制の整備された自治体には関心が大きいのが現状です。住民をサポートし、推進する行政に向けて村長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員の質問にお答えをいたします。

地方創生の推進における産業の活性化と創業の支援の構築と人材育成ということでございますけれども、昨年10月に策定しました更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つに産業振興と雇用の場の創出を掲げているところであり、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を生み出すため、ことしを地方創生元年と位置づけ、精力的に取

り組んでいるところであります。産業の振興につきましては、議員ご指摘のとおり農業においてはTPP交渉の大筋合意がありましたけれども、不透明な部分、影響が見えてこない中、酪農、畜産農家の減少が進んできております。基幹産業である農業の維持継続、発展は恒久的な課題でもあり、維持継続可能な営農システムの構築は急務であります。こうした中で、本村では酪農振興策として畜産クラスター事業を活用した哺育・育成牛預託施設整備事業の費用を本定例会に提案し、議員の皆様にご承認をいただいたところであります。本事業の実施により、労働時間の短縮、施設同士の負担軽減が図られ、今後の酪農家の規模拡大並びに円滑な営農経営に大いに期待しているところであります。

一方、商工業の状況ですけれども、中小企業基本法では製造業、建設業、その他の業種で従業員数がおおむね20名以下、卸売業、サービス業、小売業にあつては従業員数が5人以下の企業を小規模企業と定義をしております。北海道の調べでは、道内約15万4,000社の企業のうち99.8%に当たる15万3,000社が中小企業、さらにその87%を占める約13万社が小規模企業という状況であります。また、小規模企業を構成する業種といたしましては、小売業、飲食サービス業、建設業、生活関連サービス業など地域や住民生活に本当に密着した、関連した業者が6割以上を占めていることであります。本村においては、大半がこの小規模企業ということになります。住民生活に密接に関連する業種というのはさまざまな地域のコミュニティーの場としてもあり、減少させては絶対ならないというふうに考えております。

こうした中で、国は小規模事業者が直面している人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷から来る売り上げや事業者数の減少などに対して昭和26年に小規模企業振興基本法、通称、小規模基本法及び産業競争力強化法の制定並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、通称、小規模支援法の一部改正を行い、国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって小規模企業等の振興に関する施策を戦略的に実施すべきだというふうに言っております。本村においても昨年商工会が中心となりまして、小規模支援法に基づく経営発達支援計画が策定をされ、そして国の許可を得ておられます。また、村では産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を十勝管内19市町村で共同申請し、国の許可を得たところであります。この部分をもって国の支援事業の活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、小規模基本法の制定を受けて、北海道においては小規模企業振興条例の制定が今進められているところであります。本村にとっても地域コミュニティーにとって重要な役割を持つ商店街を疲弊させぬように小規模事業者の実態を見据え、第2創業も視野に入れた後継者対策など恒久的な振興対策が必要であるというふうに考えておりますし、施策の根本となる条例制定に向けた検討も進めてまいりたいというふうに考えております。さらには、今般人材育成事業である、先ほど来出ておりますけれども、熱中学校教育事業に取り組むことによって、多彩な講師陣の講義、その他いろんな取り組みを通じてビジネス感覚を育成したり、新たな事業展開、起業、創業を目指す人材の育成確保に努める所存であり

ます。この中で必ず芽生えるであろう人材、人脈による起業や創業に対しては、企業振興促進条例、過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例による支援等を行うとともに、ふるさと創生基金事業による商店街の新規開店等を支援する商店街活性化事業、特産品開発チャレンジ事業、特産品製造施設等の整備を支援するふるさとづくり事業での支援を行うことなど、人材育成と起業、創業支援対策を有機的に結びつけながら、本村産業の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございます。

きょうの午前中に同僚議員であります村瀬議員のほうからも産業の活性化が人口減の歯どめにもなるし、村づくりになるというご質問の中で、村長のほうからもさまざまなご回答をいただいているところです。更別村においても産業の振興につきましては、本当に村行政からさまざまな施策支援たくさんいただいております。先ほども出ていましたふるさと創生基金助成事業につきましても、更別の企業等も含めましていろいろと活用させていただきながら、チャレンジ事業も毎年取り組みさせていただいて、村企業の発展のために皆さん努力しているところです。

産業の活性化につきましては、個々の民間が一生懸命やるのは、これがもちろん基本ではあり、それが当たり前のことなのですが、それをさらに一歩進めるためにはどうしても支援というのが必ず必要になってきます。そのために行政がいかにかんどういう形で支援していくのかということがとても重要になってくるのだと思っております。もちろん資金面等の部分、大きな部分がありますが、考え方、基本の思い、そういうものがやっぱりきちりとでき上がっていなければ一歩踏み出すことはなかなかできないのかなと思っております。更別村の商工業の関係を見ましても、商工業の106企業の中でも90%が小規模事業者というような、なかなか力のないという、個々では何も進んでいけないという部分がとてもあります。こういう部分で今更別の産業を支えている農業とごく一部の商工業の部分の力を盛り上げていかないことには、将来の更別村はどうしてもつukれないのかなと考えています。それに伴いまして、ことし北海道のほうで小規模企業の振興に関する条例という形の振興に対する条例を制定するというふうに今進んでおります。目的は、やっぱり道の責務というものをしっかり明記するもので、そして小規模事業、産業の人たちの役割もちゃんと明確化にするのだよと。そして、みんなで力を合わせて活性化していきましょと、これが目的です。何でも資金面で支援をしますよと、そういう条例ではありませんので、これにつきましては小さな自治体に合った支援の仕方というものもたくさんあると思います。身の丈に合った支援を明確にすることにより、更別村は本当に産業に対して真剣に取り組んでいるのだというPRも含めて、さらに更別村で起業したい、創業したい、更別村で店をやりたいと、そういうような受け皿に多分すごく大きな役割を果たしてくれるのだ

ろうと思っております。この振興条例につきましては、行政の責務と小規模企業者の明確な部分と、あとはさまざまな民間の金融機関も含めて、いろんなところとの連携も進めていきます。その手助けをしていきますよというようなものになります。さらに、道にとっては市町村との連携をきっちりとやりますということで、今回踏み切ったとされると思います。今後市町村でいろんな取り組みを行ううちにおいては、道もきっちりと連携をとって進めていますということを明記されますので、まず小さな自治体ではありますが、更別村は産業に対して頑張るのだというメッセージも含め、十勝管内で一番最初に条例制定に向けた動きをとっていただけると更別村のPRにもなるし、さらにこの後次の質問でさせていただきますが、人材育成に向けた力強い支援策に多分なっていくと思います。そういう部分で条例制定に向けた考えについて村長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 小規模企業振興条例ですけれども、小規模基本法、私も曲がりなりにも勉強させていただきました。現在支援策としていろんな部分、細かい部分もありますけれども、一定最後に分かれております、いろんなパターンとかの部分において。今高木議員からそういうつもりはないのかということをご指摘をされましたけれども、私はすべきだというふうに考えています。それはなぜかといいますと、中小企業基本法の中で第6条に地方公共団体の責務ということが書いてあります。地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件、環境ですね、更別村の特色。に合わせた施策を策定し及び実施する責務を有するというふうになっております。これは、明確に中小企業基本法の中にうたわれております。そして、今道がその動きをしているのだというふうに思います。この基本法は、従来旧基本法で自治体がどのような位置づけにあったかという、これは国の施策に準じた施策を講じるように努めることとするというのが第4条で言われていました。これでは国の下請機関であって、まさに自分たちのふるさとの商工業を守ろうとしたときに一步、二の足を、なかなか踏み進めないということになりますし、いろんな部分で不足の部分があったというふうに感じております。それを改正したのが新しい中小企業基本法であると思います。外国にあっては、イタリアの職人企業基本法では第1条の中で政策立案の責任は地方自治体にあると。いろんな地域経済振興、これは地方自治体が、本当に身近な自治体が権限を持ち、そして個人企業あるいは経営者と一緒になって中小零細企業の発展に努めなければならないということをうたっていますし、そういうことを実際にやっているわけです。私は思いますけれども、高木議員のご指摘のとおりまさにその時期が今来ているというふうに考えています。今年6月に産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドラインというのが出ています。いろんな中で、またこの国の支援対策も網羅をされています。しかしながら、やはり村には総体的に我が村のそういう商工業あるいは中小企業をどういうふうに支援をしていくのかという大きな法体制というのですか、条例体制がそんなに詳しくは要らないと思うのですけれども、要らないと言ったら失礼ですね。必

要はないと思うのですけれども、大きくりな部分でしっかりと立場と理念と意思を明確にした条例を制定しなければならないと思いますし、これはまさに時勢を得たもので、北海道も今つくっていますけれども、ほかの町村もそのよう歩むと思いますけれども、今着手すべきときであると思いますし、村の商工業、本当に担い手の問題、後継者の問題とか、空き店舗の問題とか、今から本当に課題が山積していきますよね。今まさに村としての指標を明確にし、そして商工会の皆さんとも力を合わせて歩んでいくのだという姿勢をこの条例によって示したいというふうに思います。直ちにこの条例の制定についての検討を行っていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ありがとうございます。ぜひ検討を進めていっていただきたいと思っております。

今現在でも更別村からいろいろな事業という形で行われているのですが、起業や創業、さらに空き店舗対策等もありますが、特産品、こういう部分については補助事業と助成事業という部分があり、さらにあと新規雇用についても給与の助成ということで、さまざまな形で各企業支援をいただいているところです。しかし、既存の昔からある半分以上の企業については、継承の問題が今一番大きな問題で、後継者対策ということを考えますと、その部分についての助成事業というものはなかなかないところであります。これについては、今さらその部分を助成事業をつくるのかというようにいろいろな問題もたくさんありますが、この条例をつくることによって本当に企業を支えていくのだという部分からいきますと、そういう助成事業もつくりやすくなっていくのかなと。さらに、時代に合った助成の進め方、今まで、今現在必要なければこれはなくして、この事業に対してはもうちょっと金額を上げていこうとか、そういうような総体的なものを持った中の創生事業という部分でくくりとして進めていけばすごくいい形で時代に合って即効性のある事業に進んでいくのかなと思っております。金額は全部の事業の中、総額の中でやりくりしていくという、増額するのではなくて、その中で時代に合って希望のあるものに出せるような、そういうような助成事業というものを確立していただけるとすごくありがたいかなと思っております。

それでさらに、この産業の振興に一番重要なのはやはり人材育成です。人が育たなければなかなかこの事業も進んでいきません。これはもう決まり切っていることであって、やる気のない人が事業をやっているてもその事業は発展していきません。やりたくても周りのサポートがなければできない、これも当たり前のことです。そのためには何としてもやっぱり人材育成というものが重要になってくるわけです。人材育成、人材育成ということで昔からよく言われていますが、人材育成がうまくいっている事例というのはほとんど見当たりません。ことしになりまして国のほうの施策等もありまして、十勝管内においてもさまざまな人材育成のプロジェクトといろいろ進んでいます。帯広市もしくは帯広信用

金庫等も含めまして、さまざまな人づくりのためにイノベーション・エコシステム等も含めまして、いろいろと事業が今立ち上がって進んでいこうとしております。更別村も同じように熱中小ということで、同じような人材育成に向かってスタートはします。各企業が今課題としている雇用問題、第2創業、さらに継承問題、これ全て人が育てばこれは解消していく可能性がすごくあります。そういう意味で我々としては、この熱中小の事業すごく期待をしているところです。しかし、やり方によっては大きな反動がある可能性も秘めている中で、いかにこの人材育成プロジェクトをうまく進めるか、これが多分重要になってくるのかなと思っております。さまざまな人の意見の中では、どうしても熱中小のことがすごく話題にはなるのですが、僕としてはこの事業は人材育成の一つの方法でしかないと考えております。いかにここを卒業した人材が更別村で起業し、さらに事業を始めたり、さまざまな企業に雇用に入ったりと、そういう成果が出てこないことには意味がありません。そのための人材育成のプロジェクトのツールの一つですから、いかにここで人材を育てるか、更別村で働いてもらえるか、活躍してもらえるか、それを進めるための学校としてぜひきっちりとした計画を立てた中で進んでいっていただきたいと考えております。

P D C Aサイクルということで皆さん言われますが、今OODAループということで、計画は立てませんよと。そのかわりやる気のある人がやり始めたことを全部チェックしていきますよと。そういうのをやっぱり知るべきなのです。計画に向かっていっても、それは決まり事しかできないわけです。だから、やりたい人がやる。始めたことをみんなで検証し、育てていく。このOODAループ、これが今主流となりつつあります。こういうような形で大きな目を持って、広い心でやりたいことを育ててあげる、この気持ちがあれば熱中小も成功はしないと思います。さらに、村内、村民に限らず、村外や道外、さまざまなところからこの熱中小の生徒として参加してくれることだと思います。その人たちが更別村で働きたい、ここで事業をしたい、ここで起業したいという気持ちを持てるような、そういう事業を必ずしていただいて、村外からも人を集めてくることによって、さらに人口減少の課題も少しずつ解消していける可能性もあるわけです。そういう意味で熱中小の取り組みについては、やり方によっては更別村の今後を担う本当の大事な事業になる可能性がありますので、最初のスタート、これがすごく重要だと思います。そういう部分でさまざまな産業、地域住民の声、農業の今後の方向性、そういうものを全てきっちり検証した中で、どういう形でこれを広げていくのかという部分をきっちりやっていただきたいなと考えております。そういう部分で産業と人材育成という部分も含めて最後に村長のご意見を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員さんの今おっしゃったとおりでございます。私の思いも全部議員さんお話ししていただいたと思います。私は、まさに熱中小学校を契機にそのようにあすの更別村を担う人材を育てたいというふうに思っています。岡出前村長さんは言いました。村づくりは人づくりであると。私は、本当に何でもないような言葉の中ですけれども、こ

ここに秘めている思いは非常に重たいものがあるというふうに思いますし、ここが人なくしては産業も商業もいろんな部分を含めてあり得ないというふうに考えています。だから、人づくりをしなければいけないということです。そして、それはいとも簡単にはできないということです。そして、いろんな部分で方向性も、先ほどOODAですか、私ちょっと勉強不足で大変申しわけないですけども、なかなか理解というか、認知していませんでした。済みません。自分自身もKPIだけで、本当にそれだけでいいのかなというような、単なる数値目標だけで、それは人材育成に限った場合については当てはまらないのではないということも考えております。今まさに高木議員がおっしゃったようにやる気のある部分でやってもらおうと。ただ、その検証とか、いろんな部分については全体でしていくのだというようなこと、まさに熱中小学校もそれぞれの年度、いろいろな部分で皆様の意見を聞きながら、そして検証もしつつ方向性をきちんと明確にしながら進めていきたいというふうに思っていますし、私は必ずや人材が育つと。雇用が生まれるというふうに確信をしております。商店街、本当に後継者問題、今から大きな問題となっています。だから、先ほど条例が今必要だと言ったのはそういうことなのです。高木議員さんとの思いも一緒ですけども、今やらなければ間に合わないのです。だから、今から後継者の問題とか、そういう部分をどうしていくのか、商業振興、商店街の振興をどうしていくのか、やはりここに一步踏み出すべきです。遅いかもかもしれませんが、今からでは。そういう部分も含めまして、一生懸命に関係者の皆さんと協力しながら、そして今ご指摘のあった部分を本当に真摯に受けとめながら、熱中小学校を一つのツールとしますけれども、その部分に人材育成、熱中小学校だけではありませんけれども、ほかの部分も含めてやっていきたいなというふうに思っております。本当にまちづくり条例もそうです。そして、私が公約に掲げました子育て応援条例、条例にならなくても子育て応援宣言になるかもしれませんけれども、そういうようなことも全部含めて、やっぱり今こそ村づくりの根幹となるものをしっかり設定をして、全員がそこに向かって歩み始めるという歩みを開始することが地方創生の第一歩にもなりますし、人口減少、高齢化社会、それを打開していく唯一の方法だというふうに確信をしておりますので、邁進していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番高木議員 どうもありがとうございます。

今年度商工会では発達支援計画に基づく地元企業の調査という部分を行います。そういう部分で課題等もしっかりと検証した中で、行政と連携した中で村づくり、産業の振興に向けて進んでいきたいと思っております。そういう部分で午前中村瀬議員からありましたアンケートと村側としてのアンケートもぜひとっていただきながら、連携した中で進めていければいいかなと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第7 議員の派遣の件

○議長 日程第7、議員の派遣の件を議題といたします。

7月5日から6日にかけて札幌市で開催をされる北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、7月5日から6日にかけて札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第8 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第8、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会とはかち広域消防事務組合設立に伴うとかち広域消防局及び更別消防署の活動状況について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をしました。

◎閉会の議決

○議長 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長 長 これにて平成28年第2回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 8時20分閉会)